

三越伊勢丹グループ共済会 会 則

令和6(2024)年10月1日



三越伊勢丹グループ共済会

会 則

第1章 総則	- 1 -
第2章 会員	- 1 -
第3章 事業	- 2 -
第4章 組織	- 2 -
第5章 個人情報保護	- 7 -
第6章 会計	- 7 -
第7章 統合	- 8 -
第8章 附則	- 9 -
運営細則	- 11 -
共済給付事業運営規定	- 17 -
医療共済制度(全員加入)運営規定	- 24 -
上乘せ型医療共済制度(任意加入)運営規定	- 30 -
生命共済制度(全員加入)運営規定	- 37 -
生命共済制度(任意加入)運営規定	- 42 -
団体長期障害所得補償制度(全員加入)運営規定	- 49 -
団体長期障害所得補償制度(任意加入)運営規定	- 51 -
共済融資事業運営規定	- 54 -
持株担保融資運営規定	- 60 -
60歳以降積立型医療共済制度運営規定	- 63 -
60歳以降積立型医療共済制度運営細則	- 68 -
三越伊勢丹グループOB・OG共済会運営規定	- 69 -
育英年金制度運営規定	- 75 -
東急ハーヴェストクラブ運営利用規定	- 78 -
ベネフィット・ステーション運営利用規定	- 80 -
海外事業所懇親会補助制度運営利用規定	- 82 -
個人情報保護のための取り扱い指針	- 83 -
個人情報保護規定	- 88 -
三越伊勢丹グループ共済会 個人情報保護方針(プライバシーポリシー)	- 95 -
情報管理規定	- 97 -
会計規定	- 99 -
資産運用ガイドライン細則	- 104 -

三越伊勢丹グループ共済会会則

第1章 総則

第101条(名称)

本会は、三越伊勢丹グループ共済会(以下本会という)と称し、略称は「IMGK」とする。

第102条(目的)

本会は、会員相互互助の精神により、会員とその家族の生涯福祉の安定と向上への総合的なサービス事業を、会員を構成する三越伊勢丹グループ各企業(以下、会社という)と三越伊勢丹グループ労働組合(以下、組合という)が、相協力し推進することを目的とする。

第103条(根拠法)

本会は、労働組合法を根拠とする組織である。

第2章 会員

第201条(会員の構成)

本会は

株式会社三越伊勢丹ホールディングス	株式会社三越伊勢丹
株式会社札幌丸井三越	株式会社函館丸井今井
株式会社仙台三越	株式会社新潟三越伊勢丹
株式会社静岡伊勢丹	株式会社名古屋三越
株式会社広島三越	株式会社高松三越
株式会社松山三越	株式会社岩田屋三越
株式会社エムアイカード	株式会社エムアイ友の会
株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザイン	株式会社エムアイフードスタイル
株式会社レオテックス	株式会社レオマート
株式会社伊勢丹会館	株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ [※]
株式会社三越伊勢丹ギフト・ソリューションズ [※]	株式会社三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ [※]
株式会社センチュリートレーディングカンパニー	株式会社スタジオアルタ
株式会社三越伊勢丹ビジネス・サポート	株式会社北海道百科
株式会社三越伊勢丹ソレイユ	株式会社伊勢丹スイング
三越伊勢丹健康保険組合	株式会社三越伊勢丹ニコウトラベル
株式会社 IM Digital Lab	

のすべての役員(社外取締役、社外監査役を除く)と従業員、及び任意に加入した退職者で構成する。

②前項の従業員の範囲は、会社毎に労働協約又は就業規則に定めた範囲で理事会が認めた者とする。

③有期雇用社員については、前項の従業員の範囲のうち、原則として組合に加入した者とする。

第 202 条(会員の区分)

第 201 条で定めた会員の内、雇用形態や労働条件等によって区分を設ける。

- ②区分毎に給付内容、給付水準、共済会費などの設定を行なう。
- ③区分についての決定は、理事会での承認を必要とする。
- ④区分の具体的な設定については、運営細則に定める。

第 203 条(会員資格の取得および喪失)

本会の入会および退会は、第 201 条の資格取得と同時に入会し、資格喪失と同時に退会する。

- ②前項で定めた者以外で、本人が希望し理事会が認めたものは、共済会会員の資格を取得し、脱会により資格を喪失する。
- ③OB・OG 共済会会員については、別に定める。
- ④団体総合補償制度特別継続会員については別に定める。

第 3 章 事業

第 301 条 (事業)

本会は、本会則第 102 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1.総合生涯共済事業
 - 2.共済給付事業
 - 3.共済融資事業
 - 4.施設運営事業
 - 5.OB・OG事業
 - 6.文化・健康・余暇増進事業
 - 7.各種相談窓口の斡旋、紹介
 - 8.その他、本会の目的達成に必要な事業
- ②事業の運営は、別に定める事業運営規定ならびに事業運営細則をもつて行なう。
- ③事業の範囲は、会員区分ごとに定めることが出来る。

第 4 章 組織

第 1 節 通 則

第 401 条(決定・実施機関)

本会に決定機関として理事会、代議員会、実施機関として事務局を置く。

第 2 節 役 員

第 402 条(役員定数)

本会の役員は、次の通りとする。

1. 会長 1名
2. 理事 6名(理事長1名、理事長代行1名、常任理事1名を含む。)
3. 監事 2名

第 403 条(会長)

会長は株式会社三越伊勢丹ホールディングス社長とする。

第 404 条(理事長)

理事長は理事の互選により選出する。

- ②理事長は理事長代行と共同して事業を統括する。

第 405 条(理事長代行)

理事長代行は理事の互選により選出する。

- ②理事長代行は理事長と共同して事業を統括し、理事長不在時は理事長を代行する。

第 406 条(常任理事)

常任理事は理事長が理事会の同意を得て任命する。

- ②常任理事の任務は、次の通りとする。

1. 事務局と常に連携を保ち、理事会の意向を伝える。
2. 緊急止むを得ぬ事項を処理し、次回の理事会で報告し承認を得る。

第 407 条(理事及び監事の選任)

理事及び監事は、会員の中から次の手続きにより選任する。

1. 代議員会は、次期理事及び監事候補者を推薦し、理事長はこれを会員に通知する。
2. 会員に対する通知は、各事業所の見やすい場所に掲示することにより行うことができる。
3. 第1号及び第2号の候補者に異議のある会員は、書面にて理事長にその旨を申し出る。
4. 第1号及び第2号の通知を行った日から2週間経過したとき、前号の異議が会員数の2分の1に満たない場合は、当該候補者は選任されたものとし、現役員の任期満了と同時に就任したものとする。

第3号の異議が2分の1以上の場合、理事会は直ちに新たな候補者を推薦し、第1号、第2号乃至第4号の手続きをとるものとする。

第 408 条(理事)

理事は、理事長・理事長代行・常任理事を含み、会社、組合各々3名ずつを代議員から選任する。

- ②理事は、理事会に出席し、本会の業務運営に関する事項を審議決定する。

第 409 条(監事)

監事は会社、組合各々1名ずつを選出する。

- ① 監事は、共済会の行う事業の全般を監査する。
- ② 監事は、監査について共済会の決算終了後、代議員会が決算を承認する前に実施するほか、監事が必要と認めた場合に実施する。

- ③ 監事は、監査を実施したときは、代議員会に対し書面をもって意見を述べなければならない。

第 410 条(任期および資格の喪失)

役員の任期は 4 月から翌々年 3 月までの 2 年間とする。ただし、再任は妨げない。

- ② 役員の任期が満了したときも、後任者が選任されるまでは、その任期を延長する。
- ③ 役員に欠員が生じた場合は補充役員を選任するただし、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。
- ④ 理事および監事は、人事異動等で職務が変更になった場合は、期中にかかわらずその資格を失い補充選任を行うとともに代議員会で確認する。

第 3 節 理事会

第 411 条(構成)

理事会は理事長、理事長代行、常任理事、理事および監事で構成する。

第 412 条(開催)

理事会は理事長が召集する。

- ②理事会の議長は理事長が行う。
- ③理事会は年2回、定期的開催のほか必要に応じ臨時開催する。
- ④2 分の 1 以上の理事の請求があった場合は、開催しなければならない。

第 413 条(成立)

理事会は構成人員 2 分の 1 以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

第 414 条(任務)

理事会は次の事項を審議する。

1. 代議員会の招集及び代議員会に付議する事項
2. 年間事業方針及び事業予算の決定
3. 事業報告及び収支決算
4. 会則の改廃、新設に関する事項
5. 新事業発足の決定と既存事業の改廃
6. 会員区分及び会員区分毎の事業範囲の設定及び改廃
7. 共済会費の設定及び改訂
8. 本会の解散及び残余財産の処分
9. 統合に関する事項
10. その他、業務執行に関する事項で理事会で審議決定する必要があると理事長が決定した事項

第 415 条(議決)

前条は出席理事の 3 分の 2 以上の賛成をもって決定させる。

- ②監事は議決には加わることはできない。

第 4 節 代議員

第 416 条(定数と任務)

本会に代議員を置きその定数は16名とする。

②代議員は、代議員会に出席し、本会の業務運営に関する事項を審議決定する。

第417条(代議員の選任)

1. 代議員は、会社、組合が同数を選出し、理事長が任命した後これを会員に通知する。
2. 会員に対する通知は、各事業所の見やすい場所に掲示することにより行うことができる。
3. 第1号の候補者に異議のある会員は、書面にて理事長にその旨を申し出る。
4. 第1号及び第2号の通知を行った日から2週間経過したとき、前号の異議が会員数の2分の1に満たない場合は、当該候補者は選任されたものとし、現代議員の任期満了と同時に就任したものとする。

第3号の異議が2分の1以上の場合、理事会は直ちに新たな候補者を推薦し、第1号、第2号乃至第4号の手続きをとるものとする。

第418条(任期および資格の喪失)

代議員の任期は4月から翌々年3月までの2年間とする。ただし、再任は妨げない。

- ② 代議員の任期が満了したときも、後任者が選任されるまでは、その任期を延長する。
- ③ 代議員に欠員が生じた場合は補充代議員を選任するただし、補充代議員の任期は前任者の残任期間とする。
- ④ 代議員は、人事異動等で職務が変更になった場合は、期中にかかわらずその資格を失い補充選任を行うとともに代議員会で確認する。

第5節 代議員会

第419条(構成)

代議員会は代議員をもって構成する。

第418条(開催)

代議員会は理事長が招集する。

- ② 代議員会の議長は理事長が行う。
- ③ 代議員会は年2回、定期的に開催するほか必要に応じ臨時に開催する。
- ④ 3分の1以上の代議員の請求があった場合は、開催しなければならない。

第419条(成立)

理事会は構成人員2分の1以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

第420条(任務)

代議員会は次の事項を審議する。

1. 理事・監事の選出に関する事項
2. 事業方針及び事業予算に関する事項
3. 事業報告及び収支決算に関する事項
4. 会則の改廃、新設に関する事項
5. 新事業発足の決定と既存事業の改廃に関する事項
6. 会員区分及び会員区分毎の事業範囲の設定及び改廃に関する事項

7. 共済会費の設定及び改訂
8. 財産の処分に関する事項
9. 統合に関する事項
10. その他、業務執行に関する事項で代議員会で審議決定する必要があると理事長が決定した事項

第 421 条(議決)

前条は出席代議員の 3 分の 2 以上の賛成をもって決定させる。

- ② 監事は議決に加わることはできない。

第6節 事務局

第 422 条(任務)

事務局は理事会の決定に従い、本会則第 301 条の事業を遂行する。

第 423 条(運営)

事務局の運営は、会社の関係部署との連携により組合が行なう。

第 424 条(構成)

事務局の構成は、次の通りとする。

- | | |
|---------|-----|
| 1.事務局長 | 1名 |
| 2.事務局次長 | 若干名 |
| 3.事務局員 | 若干名 |

第 425 条(任命)

事務局の構成員は、理事長が任命する。

第 426 条(事務局長)

事務局長は事務局を統括し、本会の日常業務を処理すると同時に会員へのサービス向上に努める。

第 427 条(事務局次長)

事務局次長は事務局長を補佐し、事務局の円滑な運営を行い、事務局長不在時は職務を代行する。

第 428 条(事務局員)

事務局員は専任とし、本会のすべての事務を行い、会員へのサービス向上に努める。

第 429 条(事務局員の取扱い)

事務局の構成員の給与、手当、休日、出張等の労働条件については別に定める。

第 430 条(事務局の所在地)

事務局の所在地は東京都新宿区株式会社三越伊勢丹内に置く。

第 431 条(情報管理)

事務局の構成員は、業務上知り得た情報は、適正に取り扱わなければならない。その規定については別に定める。

第 5 章 個人情報保護

第 501 条(個人情報保護)

本会は、本会が取り扱う個人情報の適切な保護ためにコンプライアンス・プログラムを行うために、基本的な考え方を取扱指針として別に定める。

第 6 章 会計

第 601 条(資金)

本会の資金は次の通りとする。

1. 共済会費
2. 組合拠出金
3. 非組合員拠出金(会社役員含む)
4. 寄付金

第 602 条(共済会費)

共済会会費として、1ヵ月につき下記の金額を毎月 1 日に在籍している会員の当月の給与より徴収する。

会員区分	金額(月額)
L 会員	2,535 円
L 会員 (60 歳超再雇用者)	1,520 円
S 会員	1,120 円

- ②前項にかかわらず、本会則第 201 条における会員で理事会が認めた場合は、共済会費を別途設定する場合がある。
- ③生命共済特別継続会員は、エムアイカード口座より引落としにより生命共済の保障額に応じて徴収する。
- ④退職後A会員および退職後B会員については、別に定める。

第 603 条(組合拠出金)

組合拠出金は毎月の在籍人員と一定額に基づく組合会計よりの繰入金で充当する。なお拠出額は毎年、株式会社三越伊勢丹のベースアップ率と同じ率で増額する。

第 604 条(非組合員拠出金)

非組合員拠出金は、1ヵ月につき本給の 1.0%とし、非組合員の毎月の給料より徴収する。

- ②前項にかかわらず、本会則第 201 条における会員で理事会が認めた場合は、非組合員拠出金を別途設定する場合がある。

③本条第1項における本給水準は、株式会社三越伊勢丹のステージA資格給+1ゾーンSポジションの役割成果給をもって限度とする。

第605条(会社役員の拠出金)

会社役員の拠出金は非組合員に準じるものとする。なお、限度額は第604条第3項に準じる。

第606条(予算)

事務局長は、毎年本会の予算を作成し、理事会および代議員会の議決を得たのち会員に公示する。

第607条(決算)

事務局長は、毎会計年度末に本会の決算を行い、理事会および代議員会の承認を得たのち会員に公示する。

第608条(会計年度)

共済会会計の年度は、毎年7月1日より翌年の6月末日までとする。

第609条(会計監査)

会計監査は、三越伊勢丹グループ共済会の監事により、毎月1回書面又は実施による監査を行なう。なお、毎会計年度末の決算については、本会が委嘱した公認会計士による監査を行い、その証明を決算書類に添付するものとする。

第610条(会計処理)

本会の会計処理は別に定める「会計規定」による。

第7章 統合

第701条(統合の発議)

本会の統合の発議は、理事会の決議による。

②前項の理事会の決議は全会一致を必要とするものとする。

第702条(統合の手続き)

本会の統合の手続きは、本会則に基づいて行うものとし、本会則に定めのない事項については、理事会で決するものとする。

第703条(統合契約書)

本会が統合する場合は、理事長が統合契約書を作成し、統合契約書規定の日付をもって統合が行われるものとする。

②前項の統合契約書には、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 統合の相手方
- (2) 統合日付
- (3) 新会則

- (4)新細則
- (5)統合後の理事及び監事の氏名
- (6)その他統合及び統合後の組織運営に必要とされる事項

第 704 条(会員の承認)

理事長は、統合に関する概要を、統合前に全会員に通知しなければならない。

- ②統合に異議のある会員は、通知を受けた後、2週間以内に書面にて理事長に対してその旨申し出る。
- ③第 2 項の通知後 2 週間経過したとき、前項の異議が会員数の 4 分の 1 を超える場合は、統合の効力は生じない。

第 8 章 附則

第 801 条(疑義)

本会則に疑義の生じた場合は理事会において協議を行なう。

本会則は	昭和 46 年	6 月	1 日	より実施する。
	昭和 48 年	9 月	1 日	改訂
	昭和 53 年	12 月	11 日	改訂
	昭和 61 年	11 月	1 日	改訂
	昭和 62 年	11 月	1 日	改訂
	平成 1 年	11 月	16 日	改訂
	平成 3 年	10 月	31 日	改訂
	平成 7 年	8 月	1 日	改訂
	平成 9 年	4 月	1 日	改訂
	平成 10 年	4 月	1 日	改訂
	平成 10 年	10 月	1 日	改訂
	平成 11 年	4 月	1 日	改訂
	平成 12 年	10 月	1 日	改訂
	平成 13 年	7 月	1 日	改訂
	平成 14 年	8 月	1 日	改訂
	平成 15 年	4 月	1 日	改訂
	平成 15 年	7 月	1 日	改訂
	平成 15 年	9 月	26 日	改訂
	平成 16 年	10 月	1 日	改訂
	平成 18 年	4 月	1 日	改訂
	平成 18 年	10 月	1 日	改訂
	平成 19 年	4 月	1 日	改訂
	平成 19 年	10 月	1 日	改訂

平成 20 年	4 月	1 日	改訂
平成 21 年	4 月	1 日	改訂
平成 21 年	10 月	1 日	改訂
平成 22 年	4 月	1 日	改訂
平成 22 年	6 月	18 日	改訂
平成 22 年	12 月	1 日	改訂
平成 23 年	6 月	1 日	改訂
平成 24 年	6 月	1 日	改訂
平成 24 年	12 月	1 日	改訂
平成 25 年	4 月	1 日	改訂
平成 26 年	4 月	1 日	改訂
平成 26 年	6 月	1 日	改訂
平成 26 年	10 月	1 日	改訂
平成 27 年	6 月	1 日	改訂
平成 27 年	12 月	1 日	改訂
平成 28 年	6 月	11 日	改訂
平成 29 年	6 月	9 日	改訂
平成 30 年	4 月	1 日	改訂
令和 1 年	10 月	1 日	改訂
令和 2 年	4 月	1 日	改訂
令和 2 年	10 月	1 日	改訂
令和 3 年	4 月	1 日	改訂
令和 4 年	4 月	1 日	改訂
令和 4 年	10 月	1 日	改訂
令和 5 年	4 月	1 日	改訂
令和 5 年	11 月	1 日	改訂
令和 6 年	10 月	1 日	改訂

運営細則

本細則は本会の運営に関し、その取扱いを定める。

第1条(共済会手当)

本会則第201条に定めた会社は共済会手当として、毎月1日に在籍するL会員およびS会員に下記の金額を支給する。会員はこの共済会手当を共済会に共済会費として拠出する。

会員区分	金額(月額)
L会員	2,535円
L会員 (60歳超再雇用者)	1,520円
S会員	1,120円

②前項にかかわらず、本会則第502条第2項の理事会で認められた会員は別途設定された共済会手当を共済会に共済会費として拠出する。

第2条(理事長の推薦)

本会則第404条、理事長の選出は、三越伊勢丹グループ労働組合本部委員長を互選の推薦者とする。

第3条(理事長代行の推薦)

本会則第405条、理事長代行の選出は、株式会社三越伊勢丹ホールディングスより選出された理事からの1名を互選の推薦者とする。

第4条(事務局構成員の取扱い)

本会則第422条に定めた事務局員の給与、手当および労働条件等については、三越伊勢丹グループ労働組合組合規約の専従者規定ならびに給与規定を準用する。

第5条(旅費規定)

出張については、三越伊勢丹グループ労働組合組合規約の旅費規定を準用する。

第6条(事業の適用除外)

会員区分によって、事業の適用範囲を定めることができる。

②生命共済特別継続会員は生命共済事業のみの適用とする。

③OB・OG共済会会員については、別に定める。

④団体総合補償制度特別継続会員については、三井住友海上火災保険株式会社と団体契約する「団体総合補償制度」のみの適用とする。

第7条(会員区分)

会員の区分については、別表①および②に定める。

別表①

会則第 201 条に定める会員の会員区分

会社名	L会員	S会員
(株)三越伊勢丹ホールディングス	役員	—
(株)三越伊勢丹	役員 社員 メイト社員 特別社員 スペシャリティスタッフ エルダースタッフ(E3・E4・E5) エルダースペシャリティスタッフ	フェロー社員(学生を除く) エルダーフェロー エルダースタッフ(E1・E2)
(株)札幌丸井三越	役員 ゼネラルスタッフ スペシャルスタッフ 嘱託社員 プロスタッフ メイトスタッフ エルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ エルダースペシャルスタッフ	アシストスタッフ エルダースタッフⅠ エルダーアシストスタッフ
(株)函館丸井今井	役員 ゼネラルスタッフ メイトスタッフ スペシャルスタッフ プロスタッフ エルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳ エルダースペシャルスタッフ	アシストスタッフ エルダースタッフⅠ エルダーアシストスタッフ
(株)仙台三越	役員 社員 スペシャリティスタッフ メイト社員 エルダースタッフ エルダースタッフ(S) エルダースペシャリティスタッフ	スペシャリティスタッフ(P) フェロー社員(学生を除く) エルダーフェロー エルダースタッフ(P) エルダースペシャリティスタッフ(P)
(株)新潟三越伊勢丹	役員 社員 メイト社員 エルダースタッフⅠ・Ⅱ・Ⅲ(月給制) スペシャリティスタッフ エルダースペシャリティスタッフ	フェロー社員Ⅱ(社保加入者) フェロー社員Ⅰ(社保非加入者) エルダースタッフⅣ・Ⅴ(時給制) エルダーフェロー

(株)静岡伊勢丹	役員 社員 メイト社員 エルダースタッフ月給制(Ⅰ～Ⅴ)	フェロー社員Ⅰ フェロー社員Ⅱ エルダースタッフ時給制(Ⅰ・Ⅱ) エルダーフェロー
(株)名古屋三越	役員 社員 スペシャリティスタッフ メイト社員 エルダースタッフF エルダースペシャリティスタッフ	フェロー社員(学生を除く) エルダーフェロー エルダースタッフP
(株)広島三越	役員 社員 プロスタッフ(F・P-2) スタッフ社員 エルダースタッフ(Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ)	フェロースタッフ(学生を除く) エルダーフェロー エルダースタッフ(Ⅰ・Ⅱ) プロスタッフ(P-1)
(株)高松三越	役員 社員 メイト社員 スペシャリティスタッフ(F) エルダースタッフ(F) エルダースペシャリティスタッフ(F)	フェロー社員(学生を除く) エルダーフェロー スペシャリティスタッフ(P) エルダースペシャリティスタッフ(P) エルダースタッフ(P)
(株)松山三越	役員 社員 スペシャリティスタッフ エルダースタッフ	フェロースタッフ(学生を除く) エルダーフェロー
(株)岩田屋三越	役員 社員 メイト社員 スペシャリティスタッフ エルダースタッフES	フェロー社員(学生を除く) エルダーフェロー エルダースタッフE1 エルダースタッフE2
(株)エムアイカード	役員 社員 スペシャリティスタッフ エルダー社員Ⅲ 特別社員	エルダー社員Ⅰ エルダー社員Ⅱ マイスタッフⅠ マイスタッフⅡ エルダースタッフⅠ エルダースタッフⅡ
(株)エムアイ友の会	役員 社員 スペシャリティスタッフ エルダー社員Ⅲ	エルダー社員Ⅰ エルダー社員Ⅱ マイスタッフⅠ マイスタッフⅡ

	特別社員	エルダースタッフ I エルダースタッフ II
(株)エムアイフードスタイル	社員 社員 C I・社員 C II エルダー社員 III (月給制) スペシャリティスタッフ エルダースペシャリティスタッフ エルダースペシャリティスタッフ IV	スタッフ社員 エルダースタッフ エルダースタッフ IV エルダー社員 I・II・IV・V (時給制)
(株)三越伊勢丹プロパティ・デザイン	社員 メイト社員 嘱託社員 プロスタッフ エルダースタッフ III (III-R 含む)・IV・V	フェロー社員 エルダーフェロー PS 臨時社員 (70 歳未満) エルダースタッフ I・II・V
(株)伊勢丹会館	—	—
(株)レオテックス	社員 メイト社員 (月給制) エルダースタッフ	フェロー社員 エルダーフェロー
(株)三越伊勢丹ギフト・ソリューションズ	社員 メイト社員 エルダー社員 III (月給制) スペシャリティスタッフ	フェロースタッフ エルダー社員 I・II (時給制) エルダーフェロー
(株)レオマート	シニアスタッフ(F)	シニアスタッフ(P)
(株)センチュリートレーディングカンパニー	社員 エルダースタッフ III	エルダースタッフ I・II
(株)三越伊勢丹ビジネス・サポート	社員 プロスタッフ社員 エルダー社員 III	フェロー社員 エルダーフェロー エルダー社員 I・II・IV パート社員 60 歳以降パート社員
(株)三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ	社員 BC 社員 メイト社員 BC メイト社員 エルダースタッフ III (月給制)	フェロー社員 I・II エルダースタッフ I・II・VI・VII (時給制) エルダーフェロー I・II・VI・VII
(株)三越伊勢丹ソレイユ	社員	社員 I・II
(株)三越伊勢丹システム・ソリューションズ	役員 社員 契約社員 I スペシャリティスタッフ I スペシャリティスタッフ II	契約社員 II エルダースタッフ I (時給制) エルダースタッフ II (時給制) 60 歳以降契約社員

	エルダースタッフⅢ(月給制) エルダースタッフⅣ(月給制)	
(株)スタジオアルタ	社員 メイト社員 エルダースタッフⅢ(月給制)	フェロー社員 エルダースタッフⅠ・Ⅱ(時給制)
(株)伊勢丹スイング	社員	—
(株)北海道百科	ゼネラルスタッフ メイトスタッフ エルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ	アシストスタッフ エルダースタッフⅠ
(株)三越伊勢丹ニッコー トラベル	役員 社員 メイト社員 エルダースタッフⅢ スペシャリティスタッフ エルダースペシャリティスタ ッフ	フェロー社員 エルダースタッフⅠ・Ⅱ エルダーフェロー
三越伊勢丹健康保険 組合	職員 エルダー職員Ⅲ	エルダー職員Ⅰ・Ⅱ
(株)IM Digital Lab	社員	—

別表②

団体総合補償制度特別継続会員の会員区分

会社名	団体総合補償制度特別継続会員
(株)アィム環境ビル管理	制度移行により団体総合補償制度に継続加入している従業員
公益財団法人三越厚生事業団	

ただし上記の会社が団体総合補償制度の加入範囲から外れる場合は会員の資格を喪失する。

本細則は	平成 1 年	11 月	16 日	より実施する
	平成 3 年	10 月	31 日	改訂
	平成 7 年	8 月	1 日	改訂
	平成 10 年	4 月	1 日	改訂
	平成 11 年	4 月	1 日	改訂
	平成 12 年	10 月	1 日	改訂
	平成 13 年	7 月	1 日	改訂
	平成 14 年	8 月	1 日	改訂
	平成 15 年	4 月	1 日	改訂
	平成 15 年	7 月	1 日	改訂
	平成 16 年	11 月	1 日	改訂
	平成 17 年	5 月	1 日	改訂
	平成 17 年	11 月	1 日	改訂
	平成 18 年	4 月	1 日	改訂

平成 18 年	10 月	1 日	改訂
平成 19 年	4 月	1 日	改訂
平成 19 年	10 月	1 日	改訂
平成 21 年	4 月	1 日	改訂
平成 21 年	10 月	1 日	改訂
平成 22 年	4 月	1 日	改訂
平成 22 年	6 月	18 日	改訂
平成 22 年	12 月	1 日	改訂
平成 23 年	6 月	1 日	改訂
平成 23 年	6 月	17 日	改訂
平成 23 年	12 月	1 日	改訂
平成 24 年	6 月	1 日	改訂
平成 24 年	12 月	1 日	改訂
平成 25 年	4 月	1 日	改訂
平成 25 年	6 月	1 日	改訂
平成 25 年	12 月	1 日	改訂
平成 26 年	6 月	1 日	改訂
平成 26 年	12 月	8 日	改訂
平成 27 年	6 月	1 日	改訂
平成 27 年	12 月	1 日	改訂
平成 28 年	6 月	11 日	改訂
平成 28 年	12 月	3 日	改訂
平成 29 年	6 月	9 日	改訂
平成 30 年	4 月	1 日	改訂
平成 31 年	4 月	1 日	改訂
令和 2 年	10 月	1 日	改訂
令和 3 年	4 月	1 日	改訂
令和 4 年	4 月	1 日	改訂
令和 5 年	11 月	1 日	改訂
令和 6 年	10 月	1 日	改訂

共済給付事業運営規定

第1条(目的)

本規定は、共済会則第 301 条に基づき、会員の慶弔災害傷病等をはじめとする各種共済給付事業の運営に関する事項を定める。

第2条(給付の種類)

給付の種類は、次のとおりとする。

1. 結婚祝金給付
2. 出産祝金給付
3. 死亡共済弔慰金給付
4. 死亡共済給付金給付
5. 供花給付
6. OB・OG事業給付
7. 高度障害見舞金給付
8. 災害見舞金給付
9. フルタイム勤務復帰支援育児補助金
10. 成人式記念品
11. 介護家事援助制度補助金
12. 小学校入学祝金
13. 育児支援月極保育補助金制度補助金
14. 育児支援一時保育補助金制度補助金
15. セコム高齢者見守りサービス
16. 郵便局みまもりサービス

第3条(結婚祝金)

L、S会員が、入籍した場合給付する。

L 会員	S 会員
45,000 円	30,000 円

②会員同志が結婚する場合は、双方に給付する。

③給付方法は、原則として商品券を以て原則日本国内居所に配送で給付する。

第4条(出産祝金)

L、S会員およびその配偶者が出産したときに給付する。

	L会員・S会員
出生児 1 人につき	30,000 円

②会員同士が夫婦の場合は、双方に給付する。

③脱会後 6 ヶ月以内に本人が出産する場合にも給付する。

④85 日以上の死産の場合は、見舞金に切り替えて給付する。

⑤給付方法は、原則として商品券を以て原則日本国内に給付する。ただし、見舞金は原則として日本国内の金融機関に振込で給付する。

第5条(死亡共済弔慰金)

L、S会員本人とその配偶者およびその子が死亡した場合には、UAゼンセンを通じて加入している共済基金の規則により死亡共済弔慰金を給付する。

②前項の定義は、UAゼンセン共済基金制度の規則に基づくものとする。

項目	給付金額
会員本人	6,000,000 円
(1) 本人死亡における給付制限 死亡時の年齢が満 66 歳以上の場合は次の額とする。	
① 満 66 歳以上満 70 歳以下	4,000,000 円
② 満 71 歳以上満 80 歳以下	3,000,000 円
③ 満 81 歳以上	2,000,000 円
(2) 本人死亡における給付加算	
① 配偶者が有る場合	2,000,000 円
② 配偶者を除く扶養者が 1 人有る場合	1,000,000 円
③ 配偶者を除く扶養者が 2 人以上有る場合	2,000,000 円
(3) 満 66 歳以上の会員及び満 61 歳以上の非組合員の給付加算は行わない。	
配偶者	1,000,000 円
(1) 配偶者死亡における給付制限 死亡時の年齢が満 66 歳以上の場合は、次の額とする。	
① 満 66 歳以上満 70 歳以下	600,000 円
② 満 71 歳以上満 80 歳以下	500,000 円
満 81 歳以上	400,000 円
子(死亡時の年齢が満 23 歳未満の者、又は会員の収入によって生計を維持していた者。この場合の収入とは、主又は補助の両方を含む)	200,000 円

2020 年 3 月現在

③組合活動中又は業務中における死亡については、10 割増給付を行う。

第6条(死亡共済給付金)

L、S会員本人とその配偶者、子および父母が死亡したときに原則現金を以て原則日本国内に給付する。

	L 会員	S 会員
会員本人	50,000 円	35,000 円
配偶者	30,000 円	20,000 円
子(結婚その他の理由で同居していない場合も含む)	30,000 円	20,000 円
実父母・養父母・義父母	30,000 円	20,000 円

第7条(供花)

L、S会員本人とその配偶者、子および父母が死亡したときの日本国内で営まれる通夜または葬儀会場に対して給付する。

②原則、通夜または葬儀は、死亡日より 14 日以内に営まれるものに限る。

	L会員・S会員
会員本人	60,000 円相当
配偶者、子および実父母・養父母・義父母	40,000 円相当

- ③会員本人の場合は、UAゼンセンを通じて加入している共済基金の規則分も含めて供花給付を行う。
- ④給付対象会員が夫婦・兄弟姉妹・親子などで重なった場合、重複給付は行わない。また、会員の意向により、辞退の場合は給付しない。

第 8 条(高度障害見舞金)

L、S会員が、労働災害の障害等級の 1 級、2 級および 3 級まで、もしくは厚生年金保険、障害年金等級の 1 級、2 級までの該当者となった場合は、UAゼンセンを通じて加入している共済基金の規則により高度障害見舞金給付を行う。

②前項の定義は、UAゼンセン共済基金制度の規則に基づくものとする。

高度障害見舞金	6,000,000 円
---------	-------------

2021 年 3 月現在

- ③高度障害見舞金の支給後、5 年以内に本人死亡となった場合は、第 5 条の死亡共済弔慰金は給付しない。ただし、第 5 条の死亡共済弔慰金の本人死亡における給付加算は、行なうものとする。
- ④組合活動中又は業務中における高度障害については、10 割増給付を行う。

第 9 条(災害見舞金)

L、S会員が火事や地震や風水害などにより災害を被った場合は、UAゼンセンを通じて加入している共済基金の規則により災害見舞金給付を行う。

②前項の定義は、UAゼンセン共済基金制度の規則に基づくものとする。

項目		給付金額	
(1) 全焼損壊	①有扶養者	持家①	4,000,000 円
		持家②	3,000,000 円
		借家	2,000,000 円
	②単身者	持家①	2,000,000 円
		持家②	1,000,000 円
		借家	500,000 円
(2) 半焼損壊	①有扶養者	持家①	2,000,000 円
		持家②	1,500,000 円
		借家	1,000,000 円
	②単身者	持家①	1,000,000 円
		持家②	500,000 円
		借家	300,000 円
(3) 一部焼損壊	20,000 円～200,000 円 一部焼損壊は、被害の程度に応じ、給付を行う。		

2020 年 10 月現在

第 10 条(フルタイム勤務復帰支援育児補助金)

育児休職、育児勤務をいずれも共済会会員として一カ月以上取得し、フルタイム勤務(各社で設定する年間所定労働時間)へ復帰したL会員の小学校 3 年生以下の子どもに関わる延長保育費用を負担したときに補助を行う。

保育利用の種類	補助額
月極延長保育利用	20,000 円/月
月間 10 日以上延長保育利用	20,000 円/月
月間 5 日以上延長保育利用	10,000 円/月

②同月内の補助は月極延長保育利用、月間 10 日以上延長保育利用および月間 5 日以上延長保育利用のいずれかとし、併用はできない。

③小学校 1 年生～3 年生の補助額は 50%とする。

④延長保育時間は、原則 1 時間以上の利用とする。

⑤補助の有効期間は、利用日(領収書発行日)より 1 年間とする。

⑥延長保育の利用施設等は、原則保育を目的とする。

⑦夫婦で会員の場合も、子 1 人につき 1 会員の申請とする。

⑧補助の対象会員は、原則、配偶者が健康保険上の扶養家族ではない者とする。

⑨申請については、四半期ごとに領収書等とまとめて行うこととする。

⑩育児休職、育児勤務をいずれかも共済会会員として一カ月以上取得していなくとも、家庭の事情等でフルタイム勤務へ復帰している場合は事務所局長が審査し給付を行うことがある。

第 11 条(成人式記念品)

L、S会員本人が満 20 歳(前年4月 2 日から当年 4 月 1 日に満 20 歳の誕生日を迎えた者)で成人の日を迎える場合、共済会から記念品を贈呈する。

	L 会員・S会員
共済会会員本人	5,000 円(税別)以内実費

第 12 条(小学校入学祝金)

L、S会員が健康保険上の子、もしくは同居している子が小学校に入学したときに給付する。

	L 会員・S会員
子 1 人につき	10,000 円

②両親とも会員の場合は、双方に給付する。

③給付方法は、原則として商品券を以って日本国内居所に配送で給付する。

第 13 条(介護援助制度補助金)

L、S会員本人の同居家族(二親等以内)が居宅もしくは通所で介護保険適用の介護サービスを利用した時に日本国内の金融機関に振込で給付する。

共済会会員本人 (L会員およびS会員対象)	利用料金の 50% ただし、1 日 5,000 円を上限とする。
--------------------------	-------------------------------------

②前項の給付は、1 年間(4 月 1 日～翌年 3 月 31 日の期間の申請)で、会員ひとりあたり通算 15 万円の補助金を限度額とする。なお、給付の有効期限は領収書発行日より 1 年間とする。

- ③別居している場合は、原則L、S会員本人が実父母の費用を負担している場合は給付を行う。
- ④別居している 2 親等以内親族の場合は、L、S会員本人が費用を負担していることを原則とし、介護の責任の所在により事務局長が審査し給付を行うことがある。
- ⑤給付対象となる介護サービスには、住宅改修費、レンタル・物品購入代金、介護タクシー代金、キャンセル代金、オプション代金および 14 日(13 泊 14 日)を超える連泊費等は含まないものとする。
- ⑥家族で会員の場合も、介護サービス 1 回の利用につき1回の申請とする。(同じ領収書を家族で申請することはできない。)

第 14 条(育児支援月極保育補助金制度)

ベネフィット・ステーションのすくすく monthly 契約外の認可外保育施設を月極で利用した L、S 会員へ最終的な自己負担額に応じた日本国内の金融機関に振込で補助を行う。

- ②補助対象施設は、子が0歳から4歳未満についてはベネフィット・ステーションすくすく monthly 契約外保育所・施設(法人施設)、かつ、共済会が認める認可外保育施設、子が4歳から小学校就学前までについては共済会が認める認可外保育施設とする。また、補助を受けられる育児施設は同月内で1社までとする。
- ③補助対象月額保育料は、一時保育利用料、年会費、入会金、キャンセル料、おやつ・食事代等は含まないものとし、市や行政の補助金制度等の金額を差し引いた最終的な自己負担額として算出したものとする。
- ④一世帯に子が2人以上いる場合は、会員1人に対して月に1人分までの申請とし、一世帯に会員が2人以上いる場合でも、同じ子1人に対する申請回数は1回までとする。
- ⑤申請期限は、利用月の翌々月 10 日までとする。

月額保育料	補助金額
110,000円以上	10,000円
100,000～109,999円	9,000円
90,000～99,999円	8,000円
80,000～89,999円	7,000円
70,000～79,999円	6,000円
55,000～69,999円	5,000円
45,000～54,999円	4,000円
35,000～44,999円	3,000円
25,000～34,999円	2,000円
25,000円未満	1,000円

第 15 条(育児支援一時保育補助金制度)

ベネフィット・ステーションのすくすくえいど契約外の保育施設を日曜日や祝日または病児保育として利用した L、S 会員に日本国内の金融機関に振込で1時間あたり700円(月30時間＝月額21,000円まで)の補助を行う。

- ②補助対象は、0歳から小学校6年の会員本人の子(健康保険上扶養している孫を含む)とする。
- ③補助対象施設は、ベネフィット・ステーションすくすくえいど補助対象外であって共済会が認める保育園・ベビーシッター等とする。
- ④補助の申請は、1 時間当たりの保育料が設定されている場合かつ1時間当たりの保育料が補助額を上回る場合に 1 時間ごとに行えるものとする。
- ⑤一時預りの育児保育料とし、年会費、入会金、キャンセル料、おやつ・食事代等は含まない。
- ⑥補助制限時間は、子の人数にかかわらず、会員 1 人に対する補助制限時間とする。
- ⑦同時間に複数の子を預けた場合、会員 1 人につき子 1 人分のみ補助の対象となり、制限時間

内でも複数名の補助は適用されない。

- ⑧夫婦で会員の場合は、同一時間であれば子2名分、子 1 人であれば会員2名分の制限時間まで申請することができる。
- ⑨申請期限は、利用月の翌々月 10 日までとする。

第 16 条(セコム高齢者見守りサービス)

L、S会員が別居している父母(配偶者の父母を含む)に対してセコム高齢者見守りサービスを利用した場合に日本国内の金融機関に振込で補助を行う。

- ②セコムとの契約は、原則レンタル契約をする。

	L 会員・S 会員
月額利用料	3,800 円(税抜)
取付工事料	10,000 円(税抜)
月額補助金額	月額 1,000 円
取付工事料補助金額	10,000 円

- ③会員 1 人につき補助の対象は 1 人までとする。

第 17 条(郵便局みまもり訪問サービス)

L、S会員が別居している父母(配偶者の父母を含む)に対して郵便局みまもりサービスを利用した場合に補助を行う。

	L 会員・S 会員
月額補助金額	月額 1,000 円

- ②会員 1 人につき補助の対象は 1 人までとする。

第 18 条(請求期限)

この制度の給付を請求する権利は、この給付事由が発生したときから1年間請求がない場合には消滅する。ただし、第 5 条(死亡共済弔慰金)、第 9 条(高度障害見舞金)、第 10 条(災害見舞金)については 3 年間、第 14 条及び第 15 条については保育利用月の翌々月 10 日までとする。

付則	この規定は、	平成 2 年	8 月	1 日	から施行する。
		平成 3 年	8 月	1 日	改訂
		平成 5 年	10 月	1 日	改訂
		平成 7 年	8 月	1 日	改訂
		平成 8 年	10 月	1 日	改訂
		平成 9 年	1 月	1 日	改訂
		平成 9 年	4 月	1 日	改訂
		平成 9 年	9 月	1 日	改訂
		平成 10 年	10 月	1 日	改訂
		平成 12 年	10 月	1 日	改訂
		平成 13 年	7 月	1 日	改訂
		平成 14 年	8 月	1 日	改訂
		平成 15 年	9 月	26 日	改訂
		平成 16 年	11 月	1 日	改訂
		平成 18 年	4 月	1 日	改訂

平成 19 年	4 月	1 日	改訂
平成 20 年	4 月	1 日	改訂
平成 22 年	4 月	1 日	改訂
平成 22 年	6 月	18 日	改訂
平成 23 年	6 月	1 日	改訂
平成 24 年	6 月	1 日	改訂
平成 25 年	4 月	1 日	改訂
平成 26 年	4 月	1 日	改訂
令和 1 年	10 月	1 日	改訂
令和 2 年	4 月	1 日	改訂
令和 2 年	10 月	1 日	改訂
令和 3 年	4 月	1 日	改訂
令和 3 年	10 月	1 日	改訂
令和 4 年	4 月	1 日	改訂
令和 4 年	10 月	1 日	改訂
令和 5 年	10 月	1 日	改訂
令和 5 年	11 月	1 日	改訂
令和 6 年	10 月	1 日	改訂

医療共済制度（全員加入）運営規定

第1条(目的)

本規定は、共済会会則第301条第1項第1号に基づき、会員とその家族の福祉の安定と向上に寄与することを目的として行う医療共済制度の運営に関する事項を定める。

第2条(適用の範囲)

医療共済制度の適用は、L会員、S会員とする。

②L会員は、会員本人のほか、その二親等以内の健康保険上の扶養家族にも適用する。S会員は会員本人のみの適用とする。

第3条(運営)

本規定に定める制度運営を円滑に行なうため、医療共済特別会計を共済会会計に設ける。

②前項に必要な資金は、共済会一般会計より繰り入れを行なう。

③本制度の円滑な運営を図るため、運営の一部を理事会において認めた外部(金融)機関に委託することができる。

第4条(給付の種類)

本規定で定める給付の種類は、次の通りとする。

1. 入院給付金
2. 長期入院給付金
3. 手術給付金
4. 通院給付金
5. 歯科治療補助金
6. 不妊治療給付金

第5条(入院給付金)

傷害および疾病により、医師の指示で原則として健康保険適用の入院が継続して5日以上になった場合で、その費用を負担したときに入院給付金を給付する。

給付対象	給付金額		
	L会員		S会員
	本人	家族	本人
特定疾病で5日以上継続入院の場合、5日目から	入院1日につき 10,000円	同左 3,000円	同左 5,000円
傷害および特定疾病以外の病気で5日以上継続入院した場合、5日目から	入院1日につき 5,000円	同左 3,000円	同左 2,500円

②前項にかかわらず、検査を目的とした入院は適用除外とする。

③第1項の給付は、本人分・家族分(配偶者を含む家族給付合計分)各々について、1入院につき180日、通算700日を以て給付限度日数とする。

④本条における入院給付金の特定疾病給付の対象疾病の種類は別表1に定める。

第6条(長期入院給付金)

前条の入院給付金の給付事由に該当し、同一傷病によって270日以上継続して健康保険適用かつその費用を負担した入院をした場合、270日毎に入院給付金給付限度日数700日に至るまで長期入院給付金を給付する。

給付対象	給付金額	
	本人	家族
特定疾病で270日以上継続入院	一時金 60万円	同左 18万円
特定疾病以外の病気や傷害で270日以上継続入院	一時金 30万円	同左 18万円

②前項の給付を受けた場合は、第5条に定める入院給付金給付限度日数を減じる。その算式は、次の通りとする。

$$(700 \text{ 日} - \text{既受給入院給付金日数}) \times \frac{\text{対象となる長期入院給付金額}}{\text{対象となる入院給付金日額}}$$

③本条における長期入院給付金の特定疾病給付の対象疾病の種類は、別表1に定める。

④S会員には、給付しない。

第7条(手術給付金)

傷害および疾病により、医師の指示で原則として健康保険適用の治療目的に手術を受けた場合で、その費用を負担したときに手術実施1回につき、その種類によって手術給付金を給付する。手術の種類・給付金額などの詳細は、下記のとおりとする。

手術の種類	L会員		S会員
	本人	家族	本人
1.開頭手術 (但し、陥没骨折整復術のみ)	360,000円 (180,000円)	108,000円 (54,000円)	180,000円 (90,000円)
2.開胸手術、胸腔鏡下手術	180,000円	54,000円	90,000円
3.開腹手術、腹腔鏡下手術 (但し、 食道離断術・胃切除術・腎移植術・子宮全摘術については 虫垂切除術・盲腸縫縮術・帝王切開術・子宮位置矯正術については)	90,000円 (180,000円) (45,000円)	27,000円 (54,000円) (27,000円)	45,000円 (90,000円) (22,500円)
4.その他の手術 (但し、 ・創傷処理、皮膚切開術、抜歯手術等、極めて軽微な手術 ・治療目的でない美顔、美容のための手術)	下記⑤に規定 (支給しない)	下記⑤に規定 (支給しない)	下記⑤に規定 (支給しない)

<ul style="list-style-type: none"> ・視力矯正手術(レーシック等) ・出産時、通常分娩に伴う手術 ・抜釘術 ・人工妊娠中絶術 ・輸血 ・不妊手術は除く 			
5.悪性新生物根治手術 (但し、ファイバースコープ又は血管・バスケットカテーテルによる手術は除く)	360,000 円	108,000 円	180,000 円
6.その他の悪性新生物手術 (但し、ファイバースコープ又は血管・バスケットカテーテルによる手術は除く)	180,000 円	54,000 円	90,000 円
7.悪性新生物温熱療法	90,000 円	27,000 円	45,000 円
8.新生物根治放射線照射(50 グレイ以上)	90,000 円	27,000 円	45,000 円

②前項にかかわらず、器具(メス等)を用い、生体に切断、摘除を加えていない手術および検査(生検、腹腔鏡検査等)を目的とした手術は適用除外とする。

③同時に2種類以上の手術を受けたときは、いずれか高い給付の1種類を給付する。

④以下の手術に関しては60日に1回の給付とする

- 1.レーザー・冷凍凝固による眼球手術
- 2.衝撃波による体内結石破砕術
- 3.ファイバースコープ又は血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術
- 4.新生物根治放射線照射
- 5.悪性新生物温熱療法

⑤上記の表のうち 4. その他の手術については、医科(歯科)診療報酬点数表に規定された点数に応じて、下記の通り給付する。

診療報酬点数	L 会員		S 会員
	本人	家族	本人
10,000 点未満(軽微なものを除く)	45,000 円	27,000 円	22,500 円
10,000 点以上 30,000 点未満	90,000 円	27,000 円	45,000 円
30,000 点以上	180,000 円	54,000 円	90,000 円

第8条(通院給付金)

傷害および疾病により、第5条の入院給付金の給付事由に該当する原則として健康保険適用の入院をし、退院後120日以内にその治療を目的として健康保険適用の通院した場合で、その費用を負担したときに通院給付金を給付する

給付対象	給付金額		
	L 会員		S 会員
	本人	家族	本人
傷害および疾病により、入院給付金の給付事	通院1日につき	同左	同左

由に該当する入院をし、退院後 120 日以内に その治療を目的に通院した場合	2,000 円	1,000 円	1,000 円
---	---------	---------	---------

②前項の給付は、本人分・家族分(配偶者を含む家族給付合計分) 各々について、1 入院(第 11 条により 1 回の入院とみなされる場合を含む)につき 30 日、通算 700 日を以って給付限度とする。

第 9 条(同一傷病の取り扱い)

第 5 条、第 6 条の給付対象となる同一の傷害および疾病(同一の事故を起因とした傷害、医学上因果関係があると認められる他の疾病を含む)によって入院し、退院後 90 日を経過せずに再入院の場合は同一傷病として通算する。

②同一傷病において他病院等へ転院した場合は、通算する。

第 10 条(不妊治療給付金)

不妊治療のうち高度治療とされる体外受精及び顕微授精を受けた場合は、治療費の 50%を不妊治療給付金として給付する。尚対象の子供は会員ひとりあたり一人迄とする。

②前項の給付は 1 年間(4 月 1 日～翌年 3 月 31 日の期間の治療)で 20 万円を限度額とし、事象発生より通算 5 年間(最大 100 万円まで)とする。なお、治療の期間に関わらず支払いが一括の場合は、治療開始日を起点とする。

③対象者は共済会員本人および配偶者とし、特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みが無いか又は極めて少ないと医師に診断されたものとする。

④以下の場合には給付を行わない。

1. 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療。
2. 代理母(妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの。)
3. 借り腹(夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの。)
4. 夫婦で共済会員の場合、1 回の治療に対する補助はどちらか一方とする。

第 11 条(S 会員の退職後の取り扱い)

S 会員が第 5 条の適用となる入院中に退職又は解雇となった場合は、退職後の入院日数が 30 日以内の場合は、その日数分を給付する。30 日以上の場合は、30 日分の入院給付金を一時金として給付する。

②退職後の通院給付金は給付しない。

第 12 条(給付の申請)

給付の申請については、所定の電子申請もしくは所定の「三越伊勢丹グループ医療共済制度給付申請書」に必要事項を記入の上、次の所定の証明書を添付して会員本人が行う。但し、会員本人が受給者で入院中等の場合は、代理申請を認める。

- (1) 診断書(共済会所定のもの、あるいは共済会所定のものに準じたもの)
- (2) 医療費の領収書(明細書のあるもの)

- (3) 通院証明書また通院状況報告書(共済会所定のもの)
- (4) 扶養家族の給付の申請については、扶養家族の健康保険証のコピーを添付する。
- (5) その他共済会が必要とするもの

②扶養家族の給付の申請については、健康保険証のコピーも添付するものとする。

③会員本人が死亡している場合は、生命共済制度(全員加入)運営規定第9条及び第10条に基づいて給付するものとする。

第13条(給付の実行)

給付の実行については、事務局長が審査の上、原則として月末で締め、翌月20日(金融機関休業日にあたる場合はその前営業日)に給付する。

第14条(給付の方法)

給付金については、給付実行日に会員が予め指定した日本国内金融機関の会員名義の預金口座に振込みを以て給付する。

第15条(請求期限)

この制度の給付を受ける権利は、この給付事由が発生した時から2年間請求がない場合には消滅する。

第16条(給付の制限)

給付にあたり、次号のような場合は、給付の一部又は全額を停止することがある。

1. 戦争、暴動、天災地変等による大量災害による場合。
2. 会員又は配偶者、家族の故意又は重大な過失による場合。
3. 会員又は配偶者、家族の犯罪行為又はそれに準じた行為により生じた場合。
4. 虚偽の申請等による不正の事実があった場合。

第17条(疑義の解明)

本規定に定めのないもの及び疑義が生じた場合は、理事会において決定する。

付則	この規定は、	昭和61年	5月	26日	から施行する。
		平成8年	4月	1日	改訂
		平成9年	9月	1日	改訂
		平成11年	4月	1日	改訂
		平成12年	10月	1日	改訂
		平成13年	7月	1日	改訂
		平成14年	8月	1日	改訂
		平成18年	10月	1日	改訂
		平成19年	4月	1日	改訂
		平成19年	10月	1日	改訂
		平成21年	4月	1日	改訂
		平成21年	10月	1日	改訂

平成 22 年	4 月	1 日	改訂
平成 22 年	6 月	18 日	改訂
平成 22 年	12 月	1 日	改訂
平成 23 年	6 月	1 日	改訂
平成 24 年	6 月	1 日	改訂
平成 26 年	6 月	1 日	改訂
平成 26 年	12 月	8 日	改訂
平成 31 年	4 月	1 日	改訂
令和 1 年	10 月	1 日	改訂
令和 2 年	4 月	1 日	改訂
令和 3 年	4 月	1 日	改訂
令和 3 年	10 月	1 日	改訂
令和 4 年	4 月	1 日	改訂

別表 1

対象となる特定疾病

特定疾病の種類	分類項目
1.悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 消化器および腹膜の悪性新生物 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物 泌尿生殖器の悪性新生物 その他および部位不明の悪性新生物 リンパ組織および造血組織の悪性新生物 上皮内癌
2.糖尿病	その他の内分泌腺の疾患中の糖尿病
3.心疾患	慢性リウマチ性心疾患 虚血性心疾患 肺循環疾患 その他の型の心疾患
4.高血圧性疾患	高血圧性疾患
5.脳血管疾患	脳血管疾患

(注記)

対象となる特定疾病の範囲は、昭和 53 年 12 月 15 日行政管理庁告示第 73 号に定められた分類項目中上記のものとし、分類項目の内容については「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和 54 年版」によるものとする。

上乗せ型医療共済制度（任意加入）運営規定

第1条(目的)

本規定は共済会会則第301条第1項第1号に基づき、会員とその家族の福祉の安定と向上に寄与する事を目的として行う、医療共済制度に上乗せして行う上乗せ型医療共済制度の運営に関する事項を定める。

第2条(適用の範囲)

上乗せ型医療共済制度の適用範囲は、下記の通りとする。

1. L会員・S会員のうち、上乗せ型医療共済制度に任意で加入申込みをし、加入申込み日現在、健康で正常に勤務している65歳未満のもの。
 2. L会員の配偶者のうち、上乗せ型医療共済制度に任意で加入申込みをし、加入申込み日現在、健康で正常に生活している65歳未満のもの。
 3. L会員本人が扶養する健康保険上の子又は生計を同一にしている子のうち、上乗せ型医療共済制度の上乗せ給付金制度に任意で加入申込みをし、加入申込み日現在、健康で正常に生活している2歳6ヶ月超、22歳6ヶ月未満のもの。
- ②L会員の配偶者は、第1項第2号を満たす限りにおいて、配偶者のみの加入を認める。
③L会員の子は、第1項第3号を満たす限りにおいて、子のみの加入を認める。
④60歳時点でL会員であったものが、再雇用によりS会員となる場合(以下、S特会員という)は、配偶者および子の継続加入を認める。

第3条(責任開始日及び保障期間)

上乗せ医療共済制度の責任開始日は毎月1日からとし、保障期間は翌年1月31日迄とする。なお、この制度の加入者からの変更・脱退募集期間に変更・脱退の申し出がない限り、2月1日より自動更新とし、その補償期間は1年間とする。

- ②会員本人が満65歳になった月末をもって任意加入した者全員(会員本人・配偶者・子)の責任期間は終了する。
③L会員・S特会員の配偶者が満65歳になった月末をもって配偶者の責任期間は終了する。
④L会員・S特会員の子が22歳6カ月を超えた月の月末をもって子の責任期間は終了する。
⑤会員本人が共済会から脱会した時点で任意加入した者全員(会員本人・配偶者・子)の責任期間は終了とする。

第4条(制度の加入、変更、脱退)

本制度は、年一回、変更、脱退の受付をし、原則として、期間の途中の変更、脱退はできない。なお、新規加入については毎月受け付けるものとする。

- ②共済会を退会した場合は、この保障は消滅する。
③先進医療保障給付金は、上乗せ入院給付に加入している者のみ加入できるものとする。

第5条(運営)

本規定に定める制度運営を円滑に行うため、医療共済特別会計の中に勘定科目を設ける。

- ②上乗せ型医療共済制度に必要な資金は、申込みをした会員からの特別会費で運営を行う。
③運営の一部を理事会において認めた外部機関に委嘱することが出来る。

- ④本制度の円滑な運営と財政の安定性を図るため、運営の一部を理事会において認めた再保険会社に再共済を行う。

第6条(給付の種類)

本規定で定める給付の種類は、次の通りとする。

1. 上乗せ入院給付金
2. 三大疾病診断給付金
3. 先進医療保障給付金

第7条(上乗せ入院給付金)

責任開始日以降に発生した傷害及び発病した疾病を原因として、医師の指示で原則として健康保険適用の入院した場合は、入院初日から上乗せ入院給付金を加入した口数に応じて給付する。ただし、入院に関する費用を加入者が負担していることを条件とする。

給付対象	給付金額(日額)		
	本人	配偶者	子供
傷害及び疾病で入院した場合、初日から 1口	5,000円	5,000円	5,000円
2口	10,000円	10,000円	10,000円
3口	15,000円	15,000円	15,000円

- ②前項にかかわらず、検査を目的とした入院は適用除外とする。
- ③第1項の給付は、本人分・配偶者分・子供分各々について、1入院につき最長180日、通算700日を以て給付限度日数とする。
- ④疾病により新規加入および増口の責任開始日から2ヶ月以内に入院を開始した場合は、給付金を支払わない。なお、責任開始日以降に発生した事故(災害)により入院を開始した場合は、責任開始日から2ヶ月以内の入院でも給付金を支払う。
- ⑤責任開始日以前から入院をしている場合の入院給付金は支払わない。

第8条(三大疾病診断給付金)

悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中と医師から診断された場合に診断給付金を給付する。

給付対象	給付金額	
	本人	配偶者
悪性新生物、急性心筋梗塞、 脳卒中と医師が診断した時 (給付回数1回のみ)	100万円	70万円

- ②第1項の本人への給付金は1回のみ給付とし、診断給付金が支払われると、本共済は消滅する。
本人への診断給付金が支払われた場合は、給付された月の翌月から三大疾病診断給付金掛金は徴収しない。
- ③第1項の配偶者への給付金は1回のみ給付とし、診断給付金が支払われると、配偶者は脱退となる。
配偶者へ診断給付金が支払われた場合は、給付された月の翌月から三大疾病診断給付金掛金は本人分のみ徴収する。
- ④三大疾病に該当する病名は別表1に定める。

第9条(三大疾病診断給付金の給付基準)

責任開始日以後、悪性新生物と医師から診断された場合に、診断給付金を給付する。

ただし、以下の場合には診断給付金を給付しない。

1. 責任開始日前にガンと診断された場合。なお、ガンである事実を本人又は配偶者が知らなかった場合でも、診断給付金を給付しない。
 2. 責任開始日前12ヶ月の間に治療を受けた病気が、この治療を開始した時から3年以内にガンと診断された場合。
- ②責任開始日以後、急性心筋梗塞と医師から診断され、以下の要件に該当する場合に、診断給付金を給付する。なお、疾病の定義は別表1に定める。
1. 急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合。
 2. 急性心筋梗塞診療開始日からその日を含めて60日を経過するまでに死亡した場合。
- ③責任開始日以後、別表1に定める脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された場合、又は脳卒中診療開始日からその日を含めて60日を経過するまでに死亡した場合に、診断給付金を給付する。

第10条(三大疾病診断給付金の給付基準における定義)

- ①労働の制限を必要とする状態とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいう。
- ②言語障害とは言語の機能を全く永久に失った状態を言い、次の3つの場合をいう。
 1. 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合。
 2. 脳言語中枢の損傷による失語症で音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合。
 3. 声帯全部の摘出により発音が不能な場合。
- ③運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したとはつぎの場合をいう。
 1. 両上肢又は両下肢の用を全く永久に失った状態、上肢・下肢の完全運動麻痺又は、上肢、下肢において、それぞれ3大関節(上肢においては、肩・肘・手関節、下肢においては、股・膝・足関節)の完全強直で、回復の見込みのない状態。
 2. 中枢神経、精神又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要する状態。常に介護を要する状態とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分では出来ず、常に他人の介護を要する状態をいう。

第11条(先進医療保障給付金)

責任開始日以降に生じた傷害および疾病を直接の原因として、先進医療による療養(診察、薬剤又は治療材料の支給、処置・手術その他の治療)を受けたとき、先進医療の技術に係る費用(公的医療保険制度の法律に基づき保険給付の対象となる費用、先進医療以外の評価療養のための費用、選定療養のための費用、食事療養のための費用、生活療養のための費用を除く)を給付する。なお、上記における先進医療とは、療養を受けた時点において、厚生労働大臣が先進医療として定めるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院又は診療所において行われるものに限る。)をいう。

給付限度額

	限度額
1回の療養	200万円
通算	500万円

②第1項の給付金が通算限度額に達した時点で本共済は消滅する。

通算限度額に達する給付金が支払われた場合は、給付された月の翌月から先進医療保障給付金掛金は徴収しない。

③同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けたときは、それらの一連の療養を第1項に定める「1回の療養」とみなし、最初にその療養を受けた日に支払事由に該当したものと第1項の規定を適用する。

なお、一連の療養とは、療養開始にあたっての医師による療養に関する計画に基づく一連の療養をいい、療養開始後に新たに行われることとなった療養は、一連の療養には含まない。

第12条(特別会費)

上乘せ型医療共済制度に申込みをした会員が、共済会に支払う特別会費は以下の通りとする。

上乘せ入院給付金

	特別会費		
	本人	配偶者	子供
1口月額	610円	610円	510円
2口月額	1,220円	1,220円	1,020円
3口月額	1,830円	1,830円	1,530円

三大疾病診断給付金

	特別会費	
	本人	本人とその配偶者(夫婦型)
月額	650円	1,050円

先進医療保障給付金

	本人	配偶者	子供
月額	90円	90円	90円

第13条(掛金の支払方法)

特別会費は、毎月会員自身のエムアイカード引落口座より引き落としする。口座より引き落としが出来ない場合は翌月に2ヶ月分を引落しする。ただし、3ヶ月連続して引き落としが出来ない場合は、原則として自動的に脱退したものとする。なお、特に事情があり事務局長が認めた場合は、引き続き加入できるものとする。

②加入申込み時点で、エムアイカード会員ではない共済会会員については、加入引き受けできないものとする。

第14条(告知義務)

加入の際、申込書にある告知欄に加入者本人が記入し告知を行わなければならない。なお、配偶者又は子が加入する場合は、加入者本人が配偶者又は子の告知内容を記入して告知する。②告知内容によっては、加入できない場合がある。

- ③加入申込みの際、故意又は重大な過失により告知事項について事実を記載しなかったり、不実の記載をした時は、上乘せ入院給付金・三大疾病診断給付金・先進医療保障給付金の加入を解除し、全ての診断給付金を支払わない場合がある。また、加入中の掛金の返却は行わない場合がある。

第 15 条(給付の申請)

給付の申請については、所定の電子申請もしくは所定の三越伊勢丹グループ医療共済制度給付申請書に必要事項を記入の上、次の所定証明書を添付して会員本人が行う。但し、会員本人が受給者で入院中等の場合は代理申請を認める。

- 1.診断書(共済会所定のもの、あるいは共済会所定のものに準じたもの)
- 2.医療費の領収書(明細のあるもの)
- 3.その他共済会が必要とするもの

②なお、三大疾病診断給付金については入院給付金等の請求時に提出された診断書で事務局が判断し、診断給付金該当の可能性がある場合は、改めて加入者に手続を連絡する。その際、三大疾病診断給付金用に別途診断書の提出を求める場合がある。

③会員本人が死亡している場合は、生命共済制度(全員加入)運営規定第 9 条及び第 10 条に基づいて給付するものとする。

第 16 条(給付の実行)

給付の実行については、事務局長が審査の上、原則として月末で締め、翌月 20 日(金融機関休業日にあたる場合はその前営業日)に給付する。

第 17 条(給付の方法)

給付金については、給付実行日に会員が予め指定した日本国内金融機関の会員名義の預金口座に振込みを以て給付する。

第 18 条(給付の制限又は不払い)

上条に記載している以外、給付にあたり、次号のような場合は、給付の一部又は全額を停止することがある。その場合、支払い済みの特別会費は、返金しない。

- 1.戦争、暴動、天災地変等による大量災害による場合。
- 2.会員又は配偶者、家族の故意又は重大な過失による場合。
- 3.会員又は配偶者、家族の犯罪行為又はそれに準じた行為により生じた場合。
- 4.虚偽の申請等による不正の事実があった場合。

第 19 条(請求期限)

この制度の給付を受ける権利は、この給付事由が発生した時から 2 年間請求がない場合には消滅する。

第 20 条(疑義の解明)

本規定に定めのないもの及び疑義の生じた場合は、理事会において決定する。

付則

この規定は、

平成 13 年	7 月	1 日	から施行する。
平成 14 年	8 月	1 日	改訂
平成 22 年	4 月	1 日	改訂
平成 22 年	6 月	18 日	改訂
平成 22 年	12 月	1 日	改訂
平成 23 年	6 月	1 日	改訂
平成 25 年	6 月	1 日	改訂
平成 26 年	2 月	1 日	改訂
平成 26 年	6 月	1 日	改訂
平成 27 年	6 月	1 日	改訂
令和 1 年	10 月	1 日	改訂
令和 3 年	4 月	1 日	改訂
令和 3 年	10 月	1 日	改訂
令和 4 年	4 月	1 日	改訂

別表 1

三大疾病診断給付金〔対象病名〕

対象となるガン(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表(A)によって定義される疾病とし、かつ平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要」に記載された分類項目中、表(B)の基本分類コードに規定される内容によるものをいう。

表(A)

疾病名	疾病の定義
ガン (悪性新生物)	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞又は急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の 3 項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24 時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表(B)

	分類項目	基本分類コード
ガン	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物	C00-C14
	消化器の悪性新生物	C15-C26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物	C43-C44
	中皮及び軟部組織の悪性新生物	C45-C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
	腎尿路の悪性新生物	C64-C68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物	C76-C80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物	C81-C96
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D09	
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I21
脳卒中	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病・傷害および死因統計分類提要 ICD-10 準拠による。

生命共済制度（全員加入）運営規定

第1条(目的)

本規定は、共済会会則第301条第1項第1号に基づき、会員本人が死亡又は高度障害状態になった場合に、会員本人又はその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として行う生命共済制度(全員加入)の運営に関する事項を定める。

第2条(適用の範囲)

生命共済制度(全員加入)の適用は、L会員のうち60歳未満の会員とする。

- ②ただし、共済会新規加入時点で、疾病により休職中、あるいは既往症がある会員で再保険会社が責任の引受けを拒否した場合は、理事会の承認を得て適用されない。
- ③新たにL会員になったものの内、疾病により休職中、あるいは既往症がある会員で再保険会社が責任の引受けを拒否した場合は、理事会の承認を得て適用されない。

第3条(責任の開始日及び保障期間)

生命共済制度の責任開始日は、平成13年7月1日あるいは新たに共済会L会員になった時点で、保障期間は60歳になった月末までとする。また、共済会から退会した時点で保障期間は終了とする。

第4条(運営)

本規定の運営は、共済会事務局が主体的に行うが、生命共済運営委員会を設置し必要に応じて協議する。

- ②本規定の定める制度運営を円滑に行うため、生命共済特別会計を共済会会計に設ける。
- ③前項に必要な資金は、共済会一般会計より繰り入れを行なう。
- ④本制度の円滑な運営と財政の安定性を図るため、運営の一部を理事会において認めた再保険会社に再共済を行う。
- ⑤運営の一部を理事会において認めた外部(金融)機関に委嘱することが出来る。

第5条(生命共済運営委員会)

生命共済運営委員会は、理事の中から労使各2名と共済会事務局長で構成し、円滑に運営する為に協議する。

- ②協議する内容は、適用の範囲、給付の認定等運営上の課題について行う。
- ③共済運営委員会で協議した内容は、最終的に理事会で審議を行う。

第6条(給付の種類)

本制度の給付の種類は、次のとおりとする。

- 1.生命共済死亡給付金
 - 2.生命共済高度障害共済給付金
- ②生命共済高度障害給付金を給付後に当該共済会員が死亡した場合、給付しない。

第7条(給付金額)

本規定第6条の給付金額は、次のとおりとする。

	給付金額
生命共済死亡給付金	7,000,000 円
生命共済高度障害共済給付金	

第 8 条(給付金の受取人)

給付金の受取人は次の通りとする。

- 1.生命共済死亡給付金の受取人は、本規定第 9 条に定めた遺族とする。
- 2.生命共済高度障害共済給付金の受取人は、共済会員本人とする。

第 9 条(遺族の範囲および支給順位)

この制度の本人死亡共済給付金は、次の遺族の範囲および支給順位に基づき支給する。

- 1.当該共済会員の死亡当時、民法上の婚姻関係にある配偶者。
 - 2.当該共済会員の死亡当時、その収入によって生計を維持していたか生計を同一にしていた子
 - 3.当該共済会員の死亡当時、その収入によって生計を維持していたか生計を同一にしていた養父母
 - 4.当該共済会員の死亡当時、その収入によって生計を維持していたか生計を同一にしていた実父母
 - 5.当該共済会員の死亡当時、その収入によって生計を維持していたか生計を同一にしていた孫
 - 6.当該共済会員の死亡当時、その収入によって生計を維持していたか生計を同一にしていた祖父母
 - 7.前第2号に該当しない子
 - 8.前第3号に該当しない養父母
 - 9.前第4号に該当しない実父母
 - 10.前第5号に該当しない孫
 - 11.前第6号に該当しない祖父母
 - 12.当該共済会員の死亡当時、その収入によって生計を維持していたか生計を同一にしていた兄弟姉妹
 - 13.前第 12 号に該当しない兄弟姉妹
- ②前第 1 項において、同順位の者が 2 人以上となる場合には同等に権利を有すると見なす。その場合、支給については、同順位の者全員の同意により、選任された代表者に支給する。
- ③前第 1 項において、支給を受けるべきであった者が請求手続きをする前に死亡した場合は、その者にかかる権利は消滅し、同順位の他の者(同順位の他の者がいない場合は、次の順位の者)に支給する。

第 10 条(受取人がいないときの処理)

本規定第 9 条第 1 項による給付受取人がいないときは、原則として給付は行わないものとする。ただし、理事会においてこれを決定する。

第 11 条(給付の申請)

給付の申請については、所定の三越伊勢丹グループ生命共済制度給付申請書に必要事項を記

入の上、次の所定証明書を添付して給付金の受取人が行う。ただし、高度障害により本人の申請が困難な場合は代理申請を認める。

生命共済死亡給付金	<ol style="list-style-type: none"> 1.三越伊勢丹グループ生命共済給付申請書 2.医師の発行する死亡診断書・死体検案書 3.死亡者と請求人(受取人)との関係が確認できる戸籍謄本(死亡者除籍済みのもの) 4.請求人(受取人)の印鑑証明書 5.本人及び請求人(受取人)の健康保険証の写し 6.その他必要とする書類
生命共済高度障害給付金	<ol style="list-style-type: none"> 1.高度障害共済給付申請書 2.本人及び請求人(受取人)の健康保険証の写し 3.国民年金・厚生年金の障害年金受給資格証、労働災害の受給資格証(労働基準監督署発行)の写し、もしくはそれらに類する証明書 4.その他必要とする書類

第 12 条(給付の認定)

この制度の給付の認定は、別表1の認定基準に基づき、生命共済運営委員会が認定をする。

②別表1に定めのない事由が生じた場合は、その都度生命共済運営委員会において審議し、理事会において決定する。

第 13 条(給付の時期)

原則、三越伊勢丹グループ共済会本部事務局到着日(受付日)を起点とし、30 日以内に受取人指定口座に給付を行う。なお、定められた申請添付書類に不備がある場合、もしくは特別な照会・調査が必要な場合はこの限りでない。

受付日は届けられた申請書類に受付印を押印した日とする。

第 14 条(不給付)

次の事由に該当した場合は、原則として給付を行わない。

- 1.請求手続きおよび給付の申請に虚偽の記載があったとき
- 2.申請書の記載に不備があったとき
- 3.給付金の受取人が故意に給付事由を発生させたとき
- 4.加入者が自己の犯罪行為によって死亡および高度障害になったとき

②前第 1 項において、既に給付を行った場合、給付の受取人は、すみやかに給付金を返還しなければならない。

第 15 条(給付の実行)

給付の実行については、事務局長が審査し、理事長、理事長代行、常任理事が確認の上、給付する。

第 16 条(給付の方法)

給付金については、会員及び受取人が予め指定した日本国内金融機関の会員及び受取人名義の預金口座に振込みを以て給付する。

第 17 条(請求期限)

この制度の給付を受ける権利は、この給付事由が発生した時から 2 年間請求がない場合には消滅する。

第 18 条(異議の申し立て)

共済会員本人もしくは第 9 条で定めた会員の遺族が、給付に対して異議の有る場合は、給付決定通知後 60 日以内に三越伊勢丹グループ共済会に書面にて異議の申し立てをすることができる。

第 19 条(譲渡及び担保の禁止)

この制度加入者は、この制度の給付を受ける権利を、譲渡又は担保に供することはできない。

第 20 条(疑義の解明)

本規定に定めのないもの及び疑義の生じた場合は、生命共済運営委員会で審議し、理事会において決定する。

付則

本規定は、	平成 13 年	7 月	1 日	より実施する。
	平成 14 年	8 月	1 日	改訂
	平成 21 年	4 月	1 日	改訂
	平成 22 年	4 月	1 日	改訂
	平成 22 年	6 月	18 日	改訂
	平成 22 年	12 月	1 日	改訂
	平成 23 年	6 月	1 日	改訂
	平成 24 年	6 月	1 日	改訂
	平成 24 年	12 月	1 日	改訂
	平成 26 年	6 月	1 日	改訂
	令和 1 年	10 月	1 日	改訂
	令和 3 年	4 月	1 日	改訂
	令和 3 年	10 月	1 日	改訂
	令和 4 年	4 月	1 日	改訂

(別表 1)

	認定基準及びその取り扱い
生命共済死亡 給付金	(1)死亡の定義 死亡とは病死、自然死、自殺、事故死、その他不慮の事故死を総称している。 (2)給付の事由 本人が死亡したとき (3)不給付の事由 ①加入後 1 年以内に自殺をしたとき ②本人が自己の犯罪行為により死亡したとき ③戦争、暴動その他の変乱により本人が死亡したとき ④給付金受取人が故意に死亡させたとき ⑤本人が、加入申込みの際、故意又は重大な過失により、告知事項について事実を記載しなかったり、不実の記載をしたとき (4)給付の一部制限又は全額の停止 天変地変等による大量災害によって本人が死亡したとき
生命共済高度 障害給付金	(1)高度障害の定義 労働災害の障害等級の 1 級から 3 級、もしくは厚生年金保険障害年金の 1 級から 2 級までの認定を受けたものをいう。 (2)給付の事由 本人が前項(1)高度障害の定義に該当したとき (3)不給付の事由 ①本人が自己の犯罪行為により高度障害状態になったとき ②本人が故意により高度障害状態になったとき ③戦争、暴動その他変乱により本人が高度障害状態になったとき ④本人が、加入申込みの際、故意又は重大な過失により、告知事項について事実を記載しなかったり、不実の記載をしたとき (4)給付の一部制限又は全額の停止 天変地変等による大量災害によって本人が高度障害状態になったとき

生命共済制度（任意加入）運営規定

第 1 条(目的)

本規定は、共済会会則第 301 条第 1 項第 1 号に基づき、会員本人及び配偶者、子が死亡又は高度障害状態になった場合に、会員本人又はその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として行う生命共済制度(任意加入)の運営に関する事項を定める。

第 2 条(適用の範囲)

生命共済制度(任意加入)の適用範囲は、下記の通りとする。

1. L 会員・S 会員のうち、生命共済制度(任意加入)部分に任意で申し込んだもの
 2. 定年年齢(60 歳)到達時点で L 会員であったもののうち、生命共済制度(任意加入)に既に加入しており、かつ定年年齢(60 歳)到達以降退職する時点で、生命共済制度(任意加入)に継続加入を希望するもの(以下、生命共済特別継続会員という)
 3. L 会員および生命共済特別継続会員の配偶者のうち、生命共済制度(任意加入)部分に任意で申し込んだもの
 4. L 会員本人が扶養する健康保険上の子又は生計を同一にしている子のうち、生命共済制度(任意加入)部分に任意で申し込んだもの
- ②新規及び増額加入する場合は、疾病により休職中、療養中、あるいは既往症がある会員、家族で再保険会社が責任の引受けを拒否した場合は、適用されない。
- ③60 歳時点で L 会員であったものが、再雇用により S 会員となる場合(以下、S 特会員という)は、配偶者および子の継続加入を認める。

第 3 条(新規加入時点での資格)

新規加入時点での資格は下記の通りとする。

1. 共済会員
L 会員、S 会員で加入申込日現在健康で正常に勤務している満 60 歳未満の会員。
 2. 配偶者
L 会員の配偶者で、新規加入日現在健康で正常に勤務又は生活をしている満 60 歳未満の配偶者。
 3. 子
L 会員本人が扶養する健康保険上の子、もしくは生計を同一している子で、新規加入日現在健康で正常に生活をしている 2 歳 6 ヶ月を超え 22 歳 6 ヶ月未満の子。
- ②本人が高度障害となった場合には、共済給付金を支払い、配偶者・子は本人が会員である限り継続加入できる。
- ③L 会員の満 60 歳未満の配偶者および、子のみの加入も認める。

第 4 条(責任の開始日及び責任期間)

生命共済制度(任意加入)の責任開始日は毎月 1 日からとし、保障期間は翌年 1 月 31 日迄とする。なお、この制度の加入者からの変更・脱退募集期間に変更・脱退の申し出がない限り、2 月 1 日より自動更新とし、その保障期間は 1 年間とする。

- ②L 会員は 80 歳になった月末をもって責任期間は終了する。また、会則第 201 条に定める企業を

退職した時点で責任(保障)期間は終了とする。ただし生命共済特別継続会員を除く。

- ③S会員(S特会員を除く)は 65 歳、S 特会員は 70 歳になった月末をもって責任期間は終了する。また、会則第 201 条に定める企業を退職した時点で責任(保障)期間は終了とする。ただし生命共済特別継続会員を除く。
- ④生命共済特別継続会員は、70 歳になった月末及び死亡をもって責任期間は終了する。また配偶者も同時に責任期間は終了する。
- ⑤高度障害給付金を給付した場合、その時点をもって本人の責任期間は終了するが、配偶者・子の責任期間は本人が会員である限り継続する。
- ⑥L会員、S特会員および生命共済特別継続会員本人が 70 歳未満であっても配偶者が 70 歳になった場合 70 歳になった月末をもって配偶者の責任期間は終了する
- ⑦L 会員およびS特会員本人が 70 歳未満であっても子が 22 歳 6 ヶ月になった場合 22 歳 6 ヶ月になった月末をもって子の責任期間は終了する

第 5 条(制度の加入、変更、脱退)

本制度は毎月の新規加入、年 1 回の変更、脱退の受付をし、原則として、期間の途中の変更、脱退はできない。

- ②本制度の期間の途中での変更、新規加入、脱退は原則としてできない。ただし、共済会を脱会した場合は、この保障は消滅する。
- ③新規加入、増額については審査で承認後変更する。
- ④L会員が定年退職もしくは定年後の再雇用社員となり期間を満了した後は、生命共済特別継続会員として、保障額 1,000 万円を限度として継続できる。
- ⑤60 歳以上の会員及び配偶者は、保障額の増額はできない。

第 6 条(運営)

本規定の運営は、共済会事務局が主体的に行うが、共済運営委員会を設置し必要に応じて協議する。

- ②本規定の定める制度運営を円滑に行うため、生命共済特別会計を共済会会計に設ける。
- ③前項に必要な資金は、共済会一般会計より繰り入れを行なう。
- ④本制度の円滑な運営と財政の安定性を図るため、運営の一部を理事会において認めた再保険会社に再共済を行う。
- ⑤運営の一部を理事会において認めた外部(金融)機関に委嘱することが出来る。

第 7 条(生命共済運営委員会)

生命共済運営委員会は、理事の中から労使各 2 名と共済会事務局長で構成し、円滑に運営する為に協議する。

- ②協議する内容は、適用の範囲、給付の認定等運営上の課題について行う。
- ③共済運営委員会で協議した内容は、最終的に理事会で審議を行う。

第 8 条(告知義務)

加入又は増額の際、申込書において告知を求めた事項(以下、告知事項という)について加入者本人が記入し告知を行わなければならない。なお、配偶者又は子が加入又は増額する場合は、加入者本人が配偶者又は子の告知内容を記入して告知する。

- ②告知内容によっては、加入できない場合、もしくは告知内容を免責とする場合がある。

- ③加入又は増額の申込みの際、故意又は重大な過失により告知事項について事実を記載しなかったり、不実の記載をした時は、加入を解除し給付金を支払わない場合がある。また、加入中の掛金は返却しない場合がある。

第9条(給付の種類)

本制度の給付の種類は、次のとおりとする。

- 1.生命共済死亡給付金
 - 2.生命共済高度障害給付金
- ②生命共済高度障害給付金を給付後に当該者(会員・配偶者・子)が死亡した場合は、生命共済死亡共済給付金は給付しない。

第10条(上限給付金額・単位)

本規定第9条の給付金額の上限およびその単位は、下記の金額とする。

	L会員	S会員 (含むS特会員)	生命共済 特別継続会員	配偶者	子
上限金額	4,500万円	2,000万円	1,000万円	500万円	300万円
単位	500万円	500万円	500万円 1,000万円 のみ	200万円 300万円 500万円 のみ	100万円 200万円 300万円 のみ

第11条(特別会費)

生命共済制度に加入した会員が、共済会に支払う特別会費(月額)は以下の通りとする。

- ②L会員、S会員および会員の配偶者の特別会費は毎年2月1日時点の年齢を以って決定する。
- ③特別会費は、生命共済死亡給付金、生命共済高度障害給付金のどちらかを給付した翌月から徴収しない。

生命共済死亡共済給付金 生命共済高度障害給付金	L会員		S会員 (含むS特会員)		生命共済 特別継続会員 (含む配偶者)	配偶者		子
	35歳 以下	36歳 以上	35歳 以下	36歳 以上		35歳 以下	36歳 以上	
100万円	—	—	—	—	—	—	—	60円
200万円	—	—	—	—	500円	170円	280円	120円
300万円	—	—	—	—	750円	255円	420円	180円
500万円	425円	700円	425円	700円	1,250円	425円	700円	—
1,000万円	850円	1,400円	850円	1,400円	2,500円	—	—	—
1,500万円	1,275円	2,100円	1,275円	2,100円	—	—	—	—
2,000万円	1,700円	2,800円	1,700円	2,800円	—	—	—	—
2,500万円	2,125円	3,500円	—	—	—	—	—	—
3,000万円	2,550円	4,200円	—	—	—	—	—	—
3,500万円	2,975円	4,900円	—	—	—	—	—	—
4,000万円	3,400円	5,600円	—	—	—	—	—	—
4,500万円	3,825円	6,300円	—	—	—	—	—	—

第 12 条(特別会費の支払い方法)

特別会費は、毎月エムアイカード引落口座より引き落しする。口座より引き落としが出来ない場合は翌月に 2 ヶ月分引落しする。ただし、3 ヶ月連続して引き落とし出来ない場合は、原則として自動的に脱退したものとする。なお、特に事情があり事務局長が認めた場合は、引き続き加入できるものとする。

②加入申込み時点で、エムアイカード会員ではない共済会会員については加入引き受けできないものとする。

第 13 条(給付金の受取人)

給付金の受取人は、次の通りとする。

- 1.生命共済死亡給付金の受取人は、本規定第 14 条に定めた遺族とする。
- 2.配偶者・子の生命共済死亡給付金、生命共済高度障害共済給付金の受取人は、共済会員本人とする。

第 14 条(遺族の範囲および支給順位)

この制度の生命共済死亡給付金は、次の遺族の範囲および支給順位に基づき支給する。

- 1.当該共済会員の死亡当時、民法上の婚姻関係にある配偶者
 - 2.当該共済会員の死亡当時、その収入によって生計を維持していたか生計を同一にしていた子
 - 3.当該共済会員の死亡当時、その収入によって生計を維持していたか生計を同一にしていた養父母
 - 4.当該共済会員の死亡当時、その収入によって生計を維持していたか生計を同一にしていた実父母
 - 5.当該共済会員の死亡当時、その収入によって生計を維持していたか生計を同一にしていた孫
 - 6.当該共済会員の死亡当時、その収入によって生計を維持していたか生計を同一にしていた祖父母
 - 7.前第2号に該当しない子
 - 8.前第3号に該当しない養父母
 - 9.前第4号に該当しない実父母
 - 10.前第5号に該当しない孫
 - 11.前第6号に該当しない祖父母
 - 12.当該共済会員の死亡当時、その収入によって生計を維持していたか生計を同一にしていた兄弟姉妹
 - 13.前第 12 号に該当しない兄弟姉妹
- ②前第 1 項において、同順位の者が 2 人以上となる場合には同等に権利を有すると見なす。その場合、支給については、同順位の者全員の同意により、選任された代表者に支給する。
- ③前第 1 項において、支給を受けるべきであった者が請求手続きをする前に死亡した場合は、その者にかかる権利は消滅し、同順位の他の者(同順位の他の者がいない場合は、次の順位の者)に支給する。

第 15 条(受取人がいないときの処理)

本規定第 14 条第 1 項による給付受取人がいないときは、原則として給付は行わないものとする。ただし、理事会においてこれを決定する。

第 16 条(給付の申請)

給付の申請については、所定の三越伊勢丹グループ生命共済制度給付申請書に必要事項を記入の上、次の所定証明書を添付して給付金の受取人が行う。ただし、高度障害により本人の申請が困難な場合は代理申請を認める。

生命共済死亡給付金	1.三越伊勢丹グループ生命共済給付申請書 2.医師の発行する死亡診断書・死体検案書 3.死亡者と請求人(受取人)との関係が確認できる戸籍謄本(死亡者除籍済みのもの) 4.請求人(受取人)の印鑑証明書 5.本人及び請求人(受取人)の健康保険証の写し 6.その他必要とする書類
生命共済高度障害給付金	1.高度障害共済給付申請書 2.本人及び請求人の健康保険証の写し 3.国民年金・厚生年金の障害年金受給資格証、労働災害の受給資格証(労働基準監督署発行)の写し、もしくはそれらに類する証明書 4.その他必要とする書類

第 17 条(給付の認定)

この制度の給付の認定は、別表1の認定基準に基づき、生命共済運営委員会が認定をする。
②別表1に定めのない事由が生じた場合は、その都度共済運営委員会において審議し、理事会において決定する。

第 18 条(給付の時期)

原則、三越伊勢丹グループ共済会本部事務局到着日(受付日)を起点とし、30 日以内に受取人指定口座に給付を行う。なお、定められた申請添付書類に不備がある場合、もしくは特別な照会・調査が必要な場合はこの限りでない。

受付日は届けられた申請書類に受付印を押印した日とする。

第 19 条(不給付)

次の事由に該当した場合は、原則として給付を行わない。

- 1.請求手続きおよび給付の申請に虚偽の記載があったとき
- 2.申請書の記載に不備があったとき
- 3.給付金の受取人が故意に給付事由を発生させたとき
- 4 加入者が自己の犯罪行為によって死亡および高度障害になったとき

②前第 1 項において、既に給付を行った場合、給付の受取人は、すみやかに給付金を返還しなければならない。

第 20 条(給付の実行)

給付の実行については、事務局長が審査し、理事長、理事長代行、常任理事が確認の上、給付

する。

第 21 条(給付の方法)

給付金については、会員及び受取人が予め指定した日本国内金融機関の会員及び受取人名義の預金口座に振込みを以て給付する。

第 22 条(請求期限)

この制度の給付を受ける権利は、この給付事由が発生した時から 2 年間請求がない場合には消滅する。

第 23 条(異議の申し立て)

共済会員本人もしくは第 14 条で定めた会員の遺族が、給付に対して異議の有る場合は、給付決定通知後 60 日以内に三越伊勢丹グループ共済会に書面にて異議の申し立てをすることができる。

第 24 条(譲渡及び担保の禁止)

この制度加入者は、この制度の給付を受ける権利を、譲渡又は担保に供することはできない。

第 25 条(疑義の解明)

本規定に定めのないもの及び疑義の生じた場合は、生命共済運営委員会で審議し、理事会において決定する。

付則

本規定は、	平成 13 年	7 月	1 日	より実施する。
	平成 14 年	8 月	1 日	改訂
	平成 19 年	10 月	1 日	改訂
	平成 21 年	4 月	1 日	改訂
	平成 21 年	10 月	1 日	改訂
	平成 22 年	4 月	1 日	改訂
	平成 22 年	6 月	18 日	改訂
	平成 22 年	12 月	1 日	改訂
	平成 23 年	6 月	1 日	改訂
	平成 24 年	6 月	1 日	改訂
	平成 24 年	12 月	1 日	改訂
	平成 25 年	4 月	1 日	改訂
	平成 26 年	6 月	1 日	改訂
	平成 27 年	12 月	1 日	改訂
	平成 28 年	6 月	11 日	改訂
	令和 1 年	10 月	1 日	改訂
	令和 3 年	4 月	1 日	改訂
	令和 3 年	10 月	1 日	改訂
	令和 4 年	4 月	1 日	改訂
	令和 4 年	10 月	1 日	改訂

(別表1)

	認定基準及びその取り扱い
生命共済死亡 給付金	(1)死亡の定義 死亡とは病死、自然死、自殺、事故死、その他不慮の事故死を総称している。 (2)給付の事由 本人が死亡したとき (3)不給付の事由 ①加入後1年以内に自殺をしたとき ②本人が自己の犯罪行為により死亡したとき ③戦争、暴動その他の変乱により本人が死亡したとき ④給付金受取人が故意に死亡させたとき ⑤本人が、加入申込みの際、故意又は重大な過失により、告知事項について事実を記載しなかったり、不実の記載をしたとき (4)給付の一部制限又は全額の停止 天変地変等による大量災害によって本人が死亡したとき
生命共済高度 障害給付金	(1)高度障害の定義 労働災害の障害等級の1級から3級、もしくは厚生年金保険障害年金の1級から2級までの認定を受けたものをいう。 (2)給付の事由 本人が前項(1)高度障害の定義に該当したとき (3)不給付の事由 ①本人が自己の犯罪行為により高度障害状態になったとき ②本人が故意により高度障害状態になったとき ③戦争、暴動その他変乱により本人が高度障害状態になったとき ④本人が、加入(増額)申込みの際、故意又は重大な過失により、告知事項について事実を記載しなかったり、不実の記載をしたとき (4)給付の一部制限又は全額の停止 天変地変等による大量災害によって本人が高度障害状態になったとき

団体長期障害所得補償制度（全員加入）運営規定

第 1 条(目的)

本規定は、共済会会則第 301 条に基づき、会員が私傷病(業務上の事由又は通勤により被った傷害で労災保険の給付対象以外)により就業不能となった場合に会員とその家族の経済生活の安定を目的として所得を一部補償する団体長期障害所得補償制度の運営に関する事項を定める。

第 2 条(制度の期間)

本制度は、2000 年 7 月 1 日より開始し 1 年単位とし、以後 1 年単位で更新するものとする。

第 3 条(適用範囲)

この規定の適用を受けるものの範囲は、以下のものを除く正常に勤務している会員とする。

- ①保険期間開始時点で 60 歳以上の者
- ②S 会員
- ③退職後 A 会員および退職後 B 会員
- ④生命共済特別継続会員
- ⑤保険期間開始時点で休職(自己研修休職取得、介護休暇取得、育児休暇取得、育児休職取得を除く)している会員

第 4 条(損害保険契約の締結)

共済会はこの規定を運営するために、幹事会社である損害保険ジャパン日本興亜株式会社との間に、前条に定めるものを被保険者及び保険金受取人とする損害保険契約を締結し、その保険料を負担する。

第 5 条(給付の内容)

第 3 条で定められた会員が、日本国内又は国外において私傷病により就業不能となりその状態が 545 日を経過後、共済会は前条により締結した損害保険契約に基づいて、保険会社を通じて給付する。

毎年 7 月 1 日の時点での年齢が 55 歳未満の第 3 条で定めた会員	満 60 歳に達した日が属する月の末日まで 月額 5 万円
毎年 7 月 1 日の時点での年齢が 55 歳以上 58 歳未満の第 3 条で定めた会員	給付開始後 3 年間 月額 5 万円

- ②就業不能期間が 1 ヶ月に満たない場合又は 1 ヶ月未満の端日数が生じた場合は、1 ヶ月を 30 日とした日割り計算により算出した金額を給付する。
- ③就業不能とは、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できないことを医師が認定した場合とする。

第 6 条(給付の基準)

前条に定める給付の支払基準については、第 4 条により締結した損害保険契約に係る普通保険約款および各特約条項の条文を準用する。

第 7 条(給付の適用除外)

会員の就業不能が第 4 条に締結した損害保険契約に係る普通保険約款および各特約条項の保険金を支払わない場合に該当するときは、第 4 条に定める給付を行なわない。

第 8 条(給付の申請)

給付の申請については、所定の用紙に必要事項を記入の上会員本人もしくは代理人が行なう。

第 9 条(給付の実行)

給付の実行については、第 4 条により締結した損害保険契約に係る普通保険約款および各特約条項の条文を準用する。

④給付に係わる業務は、損害保険契約を結んだ代理店及び損害保険会社で行なう。

第 10 条(疑義の解明)

本規定に定めのないもの及び疑義の生じた場合は、理事会において決定する。

付則

本規定は、	平成 12 年	7 月	1 日	より実施する。
	平成 14 年	8 月	1 日	改訂
	平成 19 年	4 月	1 日	改訂
	平成 22 年	4 月	1 日	改訂
	平成 22 年	12 月	1 日	改訂
	平成 24 年	6 月	1 日	改訂
	平成 25 年	4 月	1 日	改訂
	令和 1 年	10 月	1 日	改訂

団体長期障害所得補償制度（任意加入）運営規定

第1条(目的)

本規定は、共済会会則第301条に基づき、会員が私傷病(業務上の事由又は通勤により被った傷害で労災保険の給付対象以外)により就業不能となった場合に会員とその家族の経済生活の安定を目的として所得を一部補償する長期所得補償(全員加入)制度の上乗せとして団体長期障害所得補償(任意加入)制度運営に関する事項を定める。

第2条(制度の期間)

本制度は、2000年7月1日より開始し1年単位とし、以後1年単位で更新するものとする。

第3条(制度の種類)

就業不能状態が発生してから給付を開始するまでの日数(以下免責期間)に応じて下記の2種類とする。

- (1) Aプラン…安心補償プラン(免責期間90日)
- (2) Bプラン…充実補償プラン(免責期間545日)

第4条(適用範囲)

この規定の適用を受けるものの範囲は、以下のものを除いた会則201条に定める企業において正常に勤務しているL会員およびS会員の内、任意加入したものとする。

- ①Aプランは、制度期間開始時点で60歳以上のもの
- ②Bプランは、制度期間開始時点で58歳以上のもの
- ③退職後A会員および退職後B会員
- ④生命共済特別継続会員
- ⑤保険期間開始時点で休職(自己研修休職取得、介護休暇取得、育児休暇取得、育児休職取得を除く)している会員

第5条(損害保険契約の締結)

共済会はこの規定を運営するために、幹事会社である損害保険ジャパン日本興亜株式会社との間に、前条に定めるものを被保険者及び保険金受取人とする損害保険契約を締結し、その保険料は会員が負担する。

第6条(制度の加入、変更、脱退)

本制度の加入は、年1回の変更および脱退、年2回の新規加入の申込を受付する。

- ②本制度の期間の途中での変更、新規加入、脱退は原則としてできない。ただし、共済会を脱会した場合は、この保障は消滅する。
- ③新規加入、増額を受け付けた場合は審査で承認後変更する。

第7条(告知義務)

加入又は増額の際、申込書において告知を求めた事項(以下、告知事項という)について加入者本人が記入し告知を行わなければならない。

- ②告知内容によっては、加入できない場合がある。

③加入又は増額の申込みの際、故意又は重大な過失により告知事項について事実を記載しなかったり、不実の記載をした時は、給付金を支払わない場合がある。

第 8 条(給付の内容)

第 4 条で定められた会員が、日本国内又は国外において私傷病により就業不能となりその期間が下記の期間を超えた場合、前条により締結した損害保険契約に基づいて、保険会社を通じて給付する。

毎年 7 月 1 日の時点での年齢が 55 歳未満の第 4 条で定めた会員	満 60 歳に達した日が属する月の末日まで 1 口月額 5 万円 Aプラン…5 口までの任意の額 Bプラン…4 口までの任意の額
毎年 7 月 1 日の時点での年齢が 55 歳以上 60 歳未満の第 4 条で定めた会員	給付開始後 3 年間 1 口月額 5 万円 Aプラン…4 口までの任意の額

②就業不能期間が 1 ヶ月に満たない場合又は 1 ヶ月未満の端日数が生じた場合は、1 ヶ月を 30 日とした日割り計算により算出した金額を給付する。

③就業不能とは、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できないことを医師が認定した場合とする。

第 9 条(保険料)

団体長期障害所得補償制度(任意加入)に申込みをした会員は、募集終了後の確定保険料を支払うものとする。

第 10 条(保険料の支払い方法)

保険料は、毎月エムアイカード引落口座より引き落しする。口座より引き落としが出来ない場合は翌月に 2 ヶ月分引落しする。ただし、3 ヶ月連続して引き落とし出来ない場合は、原則として自動的に脱退したものとする。なお、特に事情があり事務局長が認めた場合は、引き続き加入できるものとする。

②加入申込み時点で、エムアイカード会員でない共済会会員については加入引き受けできないものとする。

第 11 条(給付の基準)

前条に定める給付の支払基準については、第 5 条により締結した損害保険契約に係る普通保険約款および各特約条項の条文を準用する。

第 12 条(給付の適用除外)

会員の就業不能が第 5 条に締結した損害保険契約に係る普通保険約款および各特約条項の保険金を支払わない場合に該当するときは、第 8 条に定める給付を行なわない。

第 13 条(給付の申請)

給付の申請については、所定の用紙に必要事項を記入の上会員本人もしくは代理人が行なう。

第 14 条(給付の実行)

給付の実行については、第 5 条により締結した損害保険契約に係る普通保険約款および各特約条項の条文を準用する。

②給付に係わる業務は、損害保険契約を結んだ代理店及び損害保険会社で行なう。

第 15 条(疑義の解明)

本規定に定めのないもの及び疑義の生じた場合は、理事会において決定する。

付則

本規定は、	平成 12 年	7 月	1 日	より実施する。
	平成 14 年	8 月	1 日	改訂
	平成 16 年	7 月	1 日	改訂
	平成 19 年	4 月	1 日	改訂
	平成 21 年	10 月	1 日	改訂
	平成 22 年	4 月	1 日	改訂
	平成 22 年	6 月	18 日	改訂
	平成 22 年	12 月	1 日	改訂
	平成 23 年	6 月	1 日	改訂
	平成 24 年	6 月	1 日	改訂
	平成 25 年	4 月	1 日	改訂
	令和 1 年	10 月	1 日	改訂

共済融資事業運営規定

第1条(目的)

本規定は共済会会則第 301 条第 1 項第 3 号に基づき、会員の経済生活の安定と向上に寄与することを目的として行う共済融資事業の運営に関する事項を定める。

第2条(資格)

本規定による融資を受けられる者は、60 歳未満の L 会員であることを要する。

第3条(融資の申請)

会員で融資を希望する者は、所定の電子申請もしくは、所定の「共済融資申込書」に必要事項を正確に記入の上、共済会事務局に申請するものとする。

原則として、「共済融資申込書」のほか査定に必要な証明書類等を提出しなければならない。

第4条(融資金額)

融資金額は 5 万円以上 200 万円以内の 1 万円単位の整数倍とする。

②前項にかかわらず、21 万円以上の融資金額の場合は、原則として第 5 条に基づき L 会員になってからの勤続年数に応じて限度額を設定し、かつ退職金見込相当額を限度とする。

③第 1 項、第 2 項にかかわらず、原則として第 7 条及び第 10 条に基づき融資事由に応じて限度額を設定する。

なお、退職金の定めのない会社に勤務する L 会員、及び退職金の定めのない雇用区分の勤続 5 年未満 L 会員の限度額は 20 万円とする。また勤続 5 年以上の L 会員の限度額は 30 万円とする。

第5条(融資限度額)

下記の通り融資限度額を設定する。

② 雇用区分を変更した会員は、変更前の入社時からの勤続年数の通算とする。

<退職金の定めあり>

勤続年数	総融資額
勤続 2 年未満	20 万円まで
勤続 2 年以上	30 万円まで
勤続 5 年以上	50 万円まで
勤続 10 年以上	100 万円まで
勤続 15 年以上	150 万円まで
勤続 20 年以上	200 万円まで

<退職金の定めなし>

勤続年数	総融資額
勤続 5 年未満	20 万円まで
勤続 5 年以上	30 万円まで

第6条(融資の種類)

共済融資は、生活目的融資と一般融資に区分する。

②生活目的融資を生活支援目的融資と生活向上目的融資に分けて利率の設定をする。

第7条(生活目的融資の事由と限度額、利率)

生活目的融資の事由に応じて下記①②の限度額と融資利率を設定する。

①生活支援目的融資

名称	融資事由	融資限度額	融資利率
教育融資	・会員の子の入学・進学等(保育園、幼稚園等の入園を含む)の教育費用。 ・会員の子の入学・進学等のために生ずる受験費用(受験料、旅費などを含む)。 ・会員の子の学力向上を目的とした予備校や塾にかかる費用。 ・会員の子の海外留学に必要な費用(短期留学、修学旅行費用などを含む)。	200万円	1.0%
医療融資	・会員又は健康保険上の扶養家族の入院、手術の費用。	200万円	1.0%
介護融資	・会員又は健康保険上の扶養家族の介護費用。	200万円	1.0%
不妊治療 融資	・会員又は配偶者が不妊治療(体外受精・顕微授精)を受ける時に要する費用。	200万円	1.0%
葬儀融資	・会員が親族の葬儀又は法要を行う際の費用。	200万円	1.0%
災害融資	・会員が風水害、災害等不慮の災害を被った場合の立直り費用。 ・会員又は扶養家族が盗難その他不測の事故による損害等を被った場合の立直り費用	200万円	1.0%
特別融資	・その他特別な理由があり、常任理事がそれを認めたもの。	200万円	1.0%

②生活向上目的融資

名称	融資事由	融資限度額	融資利率
自己啓発 融資	・会員本人の自己啓発のために必要な費用。 ・会員本人の入学・進学等の費用。 ・会員が会社又は労働組合が参加を認めた国内外の研修に要する費用。 ・会員本人又は扶養家族の自動車運転免許取得費用。 ・会員本人の海外留学に必要な費用。	100万円	1.5%
結婚融資	・会員又は子の結婚費用。(原則として物品購入は除く)	100万円	1.5%
歯科治療 融資	・会員又は扶養家族の健保非適用の歯科治療費用。	100万円	1.5%
住宅関連 融資	・会員が居住するための貸間、借家の権利金、敷金、引越し費用等の転居費用。(家賃・公益費・管理費等は含まない) ・会員が居住するための住宅取得及び改修の費用。	200万円	1.5%

第 8 条(生活目的融資の金額の決定)

融資を希望する会員は、原則として希望する金額と同一もしくはそれを超える金額と会員の氏名、発行者が明記された領収書を提出しなければならない。なお、融資希望金額に対する領収書の期限は3ヶ月とする。また、見積書、発注書、請求書等で融資を受けた場合は、入金後1ヶ月以内に領収書を提出しなければならない。

- ②教育融資の場合は、在学証明書、合格通知等在籍を証明するものと入学案内、学費支払い案内等金額が明記されているものを合わせて提出しなければならない。
- ③事務局長は、原則として融資を希望する会員が提出した証明書をもとに融資事由および融資金額を決定する。

第 9 条(融資利率の特例)

住宅関連融資、介護融資、医療融資、葬儀融資、災害融資、特別各融資で、特に救済が必要不可欠と思われるもので、理事長および常任理事が認めた場合は融資利息を免除することがある。

第 10 条(一般融資の事由と限度額、利率)

一般融資の事由に応じて下記の限度額と融資利率を設定する。

名称	融資事由	融資限度額	融資利率
物品購入	会員の物品購入費用。	100 万円	2.0%
旅行融資	会員又は家族の旅行費用。	50 万円	2.0%
車購入融資	会員又は扶養家族の車購入費用(現金払い分)	200 万円	2.0%
事由不問		30 万円	2.0%

第 11 条(一般融資の金額の決定)

事由不問以外の融資を希望する会員は、原則として希望する金額と同一もしくはそれを超える金額と会員の氏名、発行者が明記された領収書を提出しなければならない。なお、融資希望金額に対する領収書の期限は3ヶ月とする。また、見積書、発注書、請求書等で融資を受けた場合は、入金後1ヶ月以内に領収書を提出しなければならない。

- ②事務局長は、原則として融資を希望する会員が提出した証明書を元に融資事由および融資金額を決定する。

第 12 条(融資の審査)

共済会事務局長は、「共済融資申込書」と証明書類等に基づいて審査を行う。

- ②融資の実行が不相当と判断した場合には、融資を実行せず、速やかに本人に連絡をする。

第 13 条(融資の実行)

共済融資の申請は、原則として毎月8日・22日(8日・22日が共済会休業日の場合は前日)で締切り、事務局長が審査の上、その月の15日、29日に融資を実行する。なお、融資実行日が金融機関休業日にあたる場合は、その前営業日とする。

- ②何らかの特別な理由があり、事務局長がそれを認めた場合、前号に定めた融資実行日以外の日に融資を実行することができる。

第 14 条(融資資金受渡方法と返済予定表の送付)

融資資金は、融資実行日に会員が予め指定した日本国内金融機関の会員名義の預金口座に振込むこととする。

②融資実行日以降に、本人に返済予定表を送付する。

第 15 条(返済方法)

融資金額の返済は、元利均等月賦返済又は元利均等月賦および半年賦併用返済のいずれかとする。

②共済融資申込書に記載した方法、金額、期限に基づき、共済会事務局で決定し、申込者には返済予定表を送付する。融資の翌月から各社の貸金規定(控除)により、毎月の給与および賞与支給時にそれぞれ控除返済する。

第 16 条(返済金額)

融資に対する返済金額は 1 回につき、5,000 円以上とする。

第 17 条(返済期限)

融資金額の返済期間は最長 5 年とする。ただし返済期間は 60 歳を超えない期間とする。

第 18 条(返済方法等の変更)

原則として、返済方法、返済金額、期限の変更はできない。

第 19 条(一括返済)

会員が、希望した場合一括返済できる。

②返済額は、一括返済を希望した年月の返済予定表にある残高とする。

③返済額は残高全額とし、一部返済はできない。

第 20 条(融資の併用)

第 4 条、第 5 条、第 7 条および第 10 条に定める限度額の範囲内で併用することができる。

ただし第 5 条に定める限度額の範囲内とする。

第 21 条(融資限度額の変更及び新規融資の中止)

共済会事務局が必要と認めた場合には、理事長と協議の上、融資限度額の変更及び新規融資の中止することができる。

第 22 条(即時返済義務)

会員が次の各号に該当するに至ったときには、未返済共済融資残額の全額を即時返済し、原則としてその後の融資は行わない。

1. 共済融資を受けている会員が会則 201 条に定める企業を退職したとき。
2. 債務整理を開始したとき
3. 共済融資を受ける際に申し出ていた用途と異なった目的のために、共済融資額の全部又は一部を使用したとき。
4. 虚偽又は不正な手段によって共済融資をうけたことが判明したとき。
5. その他、前各号に準じた理由で、共済融資を継続融資することが適当でないと理事長および

常任理事が判断したとき。

第 23 条(退職時の返済)

会員が、所属企業を退職することにより当会を退会する際、当会に対し融資残高がある場合は、会員は、退職予定日 1 ヶ月前までに全額一括返済するものとする。

②退職一時金による返済を希望する場合は、当会への返済を所属企業に委託するものとする。その場合、会員は、所属企業からの退職一時金をもって、所属企業が当会への返済をすることにより弁済金に充てることとする。

③前項の場合、会員は所属企業宛の「委託書」を作成し、退職予定日 2 か月前までに当会に提出し、当会を通じて所属企業に提出するものとする。

第 24 条(個人情報の提供に関する同意)

事務局が、給与控除による返済のために所属企業に対し、融資金額及び返済方法、返済金額、返済期間、債務整理の開始の情報を開示することに対し、会員は同意をする。

第 25 条(改廃)

本規定の改廃は理事会の決議による。

第 26 条(効力)

本規則は、	昭和 49 年	9 月	15 日	より実施する。
	昭和 53 年	12 月	15 日	改訂
	昭和 59 年	4 月	1 日	改訂
	昭和 62 年	4 月	1 日	改訂
	平成 4 年	10 月	22 日	改訂
	平成 7 年	11 月	1 日	改訂
	平成 9 年	12 月	1 日	改訂
	平成 10 年	10 月	1 日	改訂
	平成 11 年	10 月	1 日	改訂
	平成 13 年	7 月	1 日	改訂
	平成 14 年	12 月	1 日	改訂
	平成 15 年	4 月	1 日	改訂
	平成 16 年	11 月	1 日	改訂
	平成 17 年	10 月	1 日	改訂
	平成 18 年	4 月	1 日	改訂
	平成 18 年	10 月	1 日	改訂
	平成 20 年	4 月	1 日	改訂
	平成 21 年	4 月	1 日	改訂
	平成 22 年	4 月	1 日	改訂
	平成 22 年	6 月	18 日	改訂
	平成 23 年	1 月	1 日	改訂
	平成 23 年	6 月	1 日	改訂
	平成 23 年	12 月	1 日	改訂

平成 24 年	6 月	1 日	改訂
平成 25 年	4 月	1 日	改訂
平成 25 年	6 月	1 日	改訂
平成 29 年	5 月	1 日	改訂
平成 30 年	3 月	7 日	改訂
令和 1 年	10 月	1 日	改訂
令和 2 年	4 月	1 日	改訂
令和 3 年	4 月	1 日	改訂
令和 4 年	4 月	1 日	改訂
令和 5 年	4 月	1 日	改訂
令和 6 年	10 月	1 日	改訂

持株担保融資運営規定

第1条(目的)

本規定は共済会会則第 301 条第 1 項第 3 号に基づき、会員の経済生活の安定と向上に寄与することを目的として行う共済融資事業の運営に関する事項を定める。

第 2 条(資格)

本規定による融資を受けられる者は、三越伊勢丹従業員持株会に加入している 60 歳未満の L・S 会員であることを要する。

第 3 条(融資の申請)

会員で融資を希望する者は、所定の「従業員持株会持分返還請求権担保融資申込書」に必要事項を正確に記入の上、共済会事務局に申請するものとする。

第 4 条(融資金額)

融資金額は1万円以上200万円以内の1万円単位の整数倍とし、担保持株の80%を限度とする。ただし、すでに持株担保融資を受けている場合は、持つ株担保融資可能額と比較を行い金額の低いものを持株担保融資の融資限度金額とする。

第 5 条(融資の限度額と利率)

融資の限度額は200万円とし、利率は0.5%とする。

第 6 条(融資利率の特例)

特に救済が必要不可欠と思われるもので、理事長および常任理事が認めた場合は融資利息を免除することがある。

第 7 条(確定日付押印代)

会員は、確定日付押印代を負担するものとする。

第 8 条(融資の審査)

共済会事務局長は、「従業員持株会持分返還請求権担保融資申込書」に基づいて審査を行い、審査後(株)三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ労務厚生グループに担保設定依頼を行なう。

②融資の実行が不相当と判断した場合には、融資を実行せず、速やかに本人に連絡をする。

③担保の設定は、100株以上100株単位とする。

第 9 条(融資の実行)

共済融資の申請は、原則として毎月8日・22日(8日・22日が日曜日の場合は前日)で締切、事務局長が審査の上、その月の15日、29日に融資を実行する。なお、融資実行日が金融機関休業日にあたる場合は、その前営業日とする。

②何らかの特別な理由があり、事務局長がそれを認めた場合、前号に定めた融資実行日以外の日に融資を実行することができる。

第 10 条(融資資金受渡方法と返済予定表の送付)

融資資金は、融資実行日に会員が予め指定した日本国内金融機関の会員名義の預金口座に振込むこととする。

②融資実行日当日、本人に返済予定表を送付する。

第 11 条(返済方法)

融資金額の返済は、元利均等月賦返済又は元利均等月賦および半年賦併用返済のいずれかとする。

②従業員持株会持分返還請求権担保融資申込書に記載した方法、金額、期限に基づき、共済会事務局で決定し、申込者には返済予定表を送付する。融資の翌月から各社の賃金規定(控除)により、毎月の給与および賞与支給時にそれぞれ控除返済する。

第 12 条(返済金額)

融資に対する返済金額は 1 回につき、5,000 円以上とする。

第 13 条(返済期限)

融資金額の返済期間は最長 5 年とする。ただし返済期間は 60 歳を超えない期間とする。

第 14 条(返済方法等の変更)

原則として、返済方法、返済金額、期限の変更はできない。

第 15 条(一括返済)

会員が、希望した場合一括返済できる。

②返済額は、一括返済を希望した年月の返済予定表にある残高とする。

第 16 条(退職時の返済)

会員が、所属企業を退職することにより当会を退会する際、当会に対し融資残高がある場合は、会員は、速やかに融資残高を共済会に返済する。

第 17 条(融資の併用)

生活目的融資および一般融資については、原則として併用することができる。ただし、限度額の範囲内とする。

②前項にかかわらず、理事長および常任理事が特に認めた場合は融資の併用を認める場合がある。

第 18 条(融資限度額の変更及び新規融資の中止)

共済会事務局が必要と認めた場合には、理事長と協議の上、融資限度額の変更及び新規融資の中止することができる。

第 19 条(即時返済義務)

会員が次の各号に該当するに至ったときには、未返済共済融資残額の全額を即時返済し、原則としてその後の融資は行わない。

1. 共済融資を受けている会員が当会を退会したとき。

- 2.虚偽又は不正な手段によって共済融資をうけたことが判明したとき。
- 3.その他、前各号に準じた理由で、共済融資を継続融資することが適当でないと理事長および常任理事が判断したとき。

第 20 条(個人情報の提供に関する同意)

事務局が、給与控除による返済のために所属企業に対し、融資金額及び返済方法、返済金額、返済期間の情報を開示することに対し、会員は同意をする。

第 21 条(改廃)

本規定の改廃は理事会の決議による。

第 22 条(効力)

本規則は、	平成 20 年	10 月	1 日	より実施する。
	平成 21 年	4 月	1 日	改訂
	平成 23 年	6 月	1 日	改訂
	平成 23 年	12 月	1 日	改訂
	平成 24 年	6 月	1 日	改訂
	平成 25 年	4 月	1 日	改訂
	令和 1 年	10 月	1 日	改訂
	令和 3 年	4 月	1 日	改訂
	令和 4 年	4 月	1 日	改訂
	令和 4 年	10 月	1 日	改訂

60歳以降積立型医療共済制度運営規定

第1条(目的)

本規定は、共済会会則第301条第1項第1号に基づき、満60歳以降に退職した元L会員およびその配偶者の医療費負担の軽減を図ることを目的とする医療共済制度(以下、60歳以降積立型医療共済という)の運営に関する事項を定める。

第2条(会員の構成)

60歳以降積立型医療共済の会員は、在職会員と退職会員をもって構成する。

第3条(在職会員の資格取得)

満60歳時に勤続年数10年以上となる三越伊勢丹グループ共済会の加入者で満50歳になったL会員は、自動的に会員となるものとする。ただし、会員にならぬ旨をあらかじめ共済会に文書で届け出た者は除く。

第4条(在職会員の加入受付)

加入受付については、三越伊勢丹グループ共済会の加入者で満50歳になった時に限ることとする。

②前項にかかわらず、本人が希望し理事会が認めた者は、加入受付できることとする。

第5条(退職会員)

退職会員は、定年退職者(定年退職後再雇用となる者も含む)とする。

第6条(在職会員、退職会員の資格喪失)

会員が次のいずれかに該当したときは、その翌日から会員の資格を失う。

- (1) 満70歳に達した時
- (2) 死亡したとき
- (3) L会員からS会員に転換したとき
- (4) 在職会員が満60歳未満で退職したとき
- (5) 会員でなくなることを希望する旨を共済会に申し出、これが認められたとき。
- (6) その他、理事会により会員として不相当と認めたとき

第7条(資金)

60歳以降積立型医療共済の運営資金は次の通りとする。

1. 会員拠出金
2. 共済会繰入金

第8条(会員拠出金)

会員は、在職会員となった月から満60歳になる前月まで、毎月1,000円を会員拠出金として共済会に拠出しなければならない。

②拠出方法については、毎月の給与より控除して徴収する。

③中途退職者の徴収は、退職月まで行うものとする。ここでいう退職月とは、1日以上在職した最

後の月とする。

第 9 条(共済会繰入金)

共済会は、在籍会員 1 人当たりについて、在職会員となった月から満 60 歳になる前月まで月額 1,000 円を共済会繰入金として総合医療共済特別会計に拠出する。

第 10 条(会員拠出金および共済会繰入金の一括拠出)

満 50 歳以降での中途入会(S 会員から L 会員への転換を含む)で、満 60 歳時に会員拠出金および共済会繰入金が入一定額に満たない場合は、その差額を一括拠出することにより会員資格を継続することができる。

第 11 条(給付の適用範囲)

60 歳以降積立型医療共済の給付の適用範囲は、退職会員とその配偶者とする。ここでいう配偶者とは、本人が満 60 歳到達日に健康保険上で扶養しているものとする。

第 12 条(給付の期間)

退職会員の給付の期間は、満 60 歳到達翌月 1 日から会員資格を喪失するまでとする。配偶者の給付期間は、退職会員が満 60 歳以降で会員資格を喪失するまでとする。

②前項にかかわらず、配偶者については満 70 歳の時点で給付終了とする。

第 13 条(給付の種類)

本規定で定める給付の種類は、次の通りとする。

- 1.入院給付金
- 2.手術給付金

第 14 条(入院給付金)

退職会員又はその配偶者が傷害および疾病により、医師の指示で原則として健康保険適用の入院が継続して 5 日以上になった場合で、その健康保険適用の入院費用を負担したときに入院給付金を給付する。

給付対象	給付金額	
	本人	配偶者
傷害および疾病で 5 日以上継続入院した場合、5 日目から	入院 1 日につき 5,000 円	入院 1 日につき 3,000 円

②前項にかかわらず、検査を目的とした入院は適用除外とする。

③第 1 項の給付は、1 入院につき 180 日、本人分・配偶者分を合わせて通算 700 日を以て給付限度日数とする。

第 15 条(手術給付金)

退職会員又はその配偶者が健康保険適用の手術を受けた場合で、その健康保険適用の手術費用を負担したときに手術実施 1 回につき、その種類によって手術給付金を給付する。

手術の種類・給付金額などの詳細は、下記のとおりとする。

手術の種類	本人	配偶者
1.開頭手術 (但し、陥没骨折整復術のみ)	200,000 円 (100,000 円)	60,000 円 (60,000 円)
2.開胸手術、胸腔鏡下手術	100,000 円	30,000 円
3.開腹手術、腹腔鏡下手術 (但し 食道離断術・胃切除術・腎移植術・ 子宮全摘術 については 虫垂切除術・盲腸縫縮術・帝王切開 術・子宮位置矯正術については)	50,000 円 (100,000 円) (25,000 円)	15,000 円 (30,000 円) (15,000 円)
4.その他の手術 (但し、 ・創傷処理、皮膚切開術、抜歯手術 等、極めて軽微な手術 ・治療目的でない美顔、美容のため の手術 ・視力矯正手術(レーシック等) ・出産時、通常分娩に伴う手術 ・抜釘術 ・人工妊娠中絶術 ・不妊手術)	下記⑤に規定 (給付しない)	下記⑤に規定 (給付しない)
5.悪性新生物根治手術	400,000 円	120,000 円
6. その他の悪性新生物手術 (但し、ファイバースコープ又は血管・バス ケットカテーテルによる手術は除く)	200,000 円	60,000 円
7. 悪性新生物温熱療法	100,000 円	30,000 円
8. 新生物根治放射線照射(50 グレイ以上)	100,000 円	30,000 円

②前項にかかわらず、器具(メス等)を用い、生体に切断、摘除を加えていない手術および検査(生検、腹腔鏡検査等)を目的とした手術の場合は適用除外とする。

③同時に2種類以上の手術を受けたときは、いずれか高い給付の1種類を給付する。

④以下の手術に関しては60日に1回の給付とする

- 1.レーザー・冷凍凝固による眼球手術
- 2.衝撃波による体内結石破砕術
- 3.ファイバースコープ又は血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術
- 4.悪性新生物温熱療法
- 5.新生物根治放射線照射

⑤上記の表のうち 4. その他の手術については、医科(歯科)診療報酬点数表に規定された点数に応じて、下記の通り給付する。

診療報酬点数	本人	配偶者
10,000 点未満(軽微なものを除く)	25,000 円	15,000 円

10,000 点以上 30,000 点未満	50,000 円	15,000 円
30,000 点以上	100,000 円	30,000 円

第 16 条(脱退返還金)

60 歳前に退会した場合には、脱退返還金として本人拠出の積立額総額を退職月の翌月に本人の給与口座へ返還する。

②会員本人が死亡している場合は、生命共済制度(全員加入)運営規定第 9 条及び第 10 条に基づいて給付するものとする。

第 17 条(同一傷病の取扱い)

第 15 条の給付対象となる同一の傷害および疾病(同一の事故を起因とした傷害、医学上因果関係があると認められる他の疾病を含む)によって入院し、退院後 90 日を経過せずに再入院の場合は同一傷病として通算する。

②同一傷病において他病院等へ転院した場合は、通算する。

第 18 条(給付の申請)

給付の申請については、所定の電子申請もしくは、所定の「三越伊勢丹 60 歳以降積立型医療共済給付申請書」に必要事項を記入の上、次の所定の証明書を添付して会員本人が行う。但し、会員本人が受給者で入院中の場合は、代理申請を認める。

1. 診断書(共済会所定のもの)
2. 医療費の領収書(明細書のあるもの)
3. その他、共済会が必要と認めた書類

②会員本人が死亡している場合は、生命共済制度(全員加入)運営規定第 9 条及び第 10 条に基づいて給付するものとする。

第 19 条(給付の実行)

給付の実行については、事務局長が審査の上、原則として月末で締め、翌月 20 日(金融機関休業日にあたる場合はその前営業日)に給付する。

第 20 条(給付の方法)

給付金については、給付実行日に会員が予め指定した日本国内金融機関の会員名義の預金口座に振込みを以て給付する。

第 21 条(給付の制限)

給付(削除)にあたり、次号のような場合は、給付の一部又は全額を停止することがある。

1. 戦争、暴動、天災地変等による大量災害による場合。
2. 会員又は配偶者、家族の故意又は重大な過失による場合。
3. 会員又は配偶者、家族の犯罪行為又はそれに準じた行為により生じた場合。
4. 虚偽の申請等による不正の事実があった場合。

第 22 条(請求期限)

この制度の給付を受ける権利は、この給付事由が発生した時から 2 年間請求がない場合には消滅する。

第 23 条(会員拠出金、共済会繰入金および給付の調整)

60 歳以降積立型医療共済の健全な運営をはかるため、5 年ごとに会員拠出金、共済会繰入金又は給付内容等について財政計算の検証を行う。

②財政計算の検証の結果、会員拠出金、共済会繰入金又は給付内容等について変更の必要が生じた場合は、理事会においてこれを変更できるものとする。

第 24 条(会計年度および決算)

60 歳以降積立型医療共済の会計年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

決算は、毎会計年度終了後会計監査を受け、理事会の承認を得たのち会員に公示する。

第 25 条(疑義の解明)

本規定に定めのないもの及び疑義が生じた場合は、理事会において決定する。

付則

本規定は、	平成 11 年	4 月	1 日	より実施する。
	平成 14 年	8 月	1 日	改訂
	平成 18 年	4 月	1 日	改訂
	平成 19 年	10 月	1 日	改訂
	平成 21 年	4 月	1 日	改訂
	平成 22 年	4 月	1 日	改訂
	平成 22 年	6 月	18 日	改訂
	平成 22 年	12 月	1 日	改訂
	平成 23 年	6 月	1 日	改訂
	平成 26 年	6 月	1 日	改訂
	平成 30 年	4 月	1 日	改訂
	令和 1 年	10 月	1 日	改訂
	令和 2 年	4 月	1 日	改訂
	令和 3 年	4 月	1 日	改訂
	令和 3 年	10 月	1 日	改訂
	令和 4 年	4 月	1 日	改訂
	令和 4 年	10 月	1 日	改訂
	令和 5 年	4 月	1 日	改訂

60歳以降積立型医療共済運営細則

第1条（加入の制限）

この規定施行の日にすでに60歳を迎えている者、一度退会した者は加入できない。

第2条（制度の適用）

この規定施行の日以降に60歳を迎え、引き続き共済会員である本制度の加入者については、医療共済制度と60歳以降積立型医療共済制度を併用し、共済会会員の資格を喪失した時点から60歳以降積立型医療共済のみの適用とする。

付則

本規定は、	平成 11 年	4 月	1 日	より実施する。
	平成 21 年	4 月	1 日	改訂
	平成 22 年	4 月	1 日	改訂
	平成 30 年	4 月	1 日	改訂
	令和 3 年	4 月	1 日	改訂

三越伊勢丹グループOB・OG共済会運営規定

第1条(目的)

本規定は、共済会会則第301条第1項第5号に基づき、会員とその家族の生涯福祉の安定と向上に寄与することを目的として行う「三越伊勢丹グループOB・OG共済会」の運営に関する事項を定める。

第2条(資格)

本会の加入資格は次のいずれかに該当する者が有する。

1. 共済会会則第201条に定める企業において勤続年数が3年以上の者で、かつ諭旨解雇以上の賞罰を受けることなく退職するL会員もしくはS会員の者
2. 前項に拘わらず理事会での承認を得た者
- ②雇用区分が転換したものについては、勤続年数を通算する。ただし派遣による勤務やアルバイト勤務の期間は通算しない。
- ③原則、日本国内に連絡先がある者
- ④2021年3月31日時点で以下のOB親睦組織に加入していた者
 1. 三越旧友会(地方店組織を含む)
 2. 伊勢丹丹光会
 3. 伊勢丹丹麗会

< 諒解事項 >

加入資格において特別措置を設ける。

- ①以下のOB親睦組織に加入済みの者も加入資格を有する。ただし勤続年数が3年以上の者に限る。
 1. 丸井店友会
 2. 岩田屋三越交信会
- ②事務局で加入を判断した者

第3条(会員資格の取得および入会)

本会の入会は、第2条に定める資格を有し、かつ入会を希望した者のうち、グループエムアイカードを持つ者に対して認める。

- ②入会を希望する者は、退職日までに「OB・OG共済会入会届」を提出しなければならない。

< 諒解事項 >

入会において特別措置を設ける。

- ①第2条における諒解事項に該当し、かつ入会を希望する者は、前項で定める「OB・OG共済会入会届」を速やかに提出する。
- ②2021年3月31日時点で旧友会、伊勢丹丹光会、伊勢丹丹麗会に所属しており、2021年4月1日に三越伊勢丹グループ共済会に加入したものは上記の限りではない。

第4条(会員資格の喪失および退会)

会員は次のいずれかに該当する場合において会員資格を喪失し退会する。

1. 会員本人が退会を申し出たとき

2. 会員本人が死亡したとき
 3. グループエムアイカードの会員資格を喪失したとき
 4. 年会費を3ヶ月以上滞納したとき
 5. 故意又は重大な過失により、共済会運営に支障をきたす行為があったとき
 6. 共済会会員としてふさわしくない行為があったとき
 7. OB・OG 共済会(旧友会)会員②、OB・OG 共済会(伊勢丹丹光会)会員②、OB・OG 共済会(伊勢丹丹麗会)会員②が所属する親睦会組織を退会したとき
 8. 原則、日本国内の連絡先を失ったとき
 9. その他、前各号に準ずる場合において理事会が退会を認めたとき
- ②会員本人が退会を申し出た場合は、月末までの申し出により翌月末日の退会とする。
- ③OB・OG 共済会を一度退会した者は、再び入会することができない。ただし会則 201 条に定める企業に再入社した後、あらためて入会資格を得た場合はこの限りではない。

第5条(会員区分)

本会の会員は所属する親睦会および会員が所持するカードにより区分する。

② 親睦会組織に所属する会員は次の通り区分する。

入会条件 親睦組織	2021年3月31日時点でOB・OG 共済会に加入し親睦組織にも加入していた者	2021年4月1日以降にOB・OG 共済会および親睦組織に加入した者	2021年3月31日時点でOB・OG 共済会に加入せず親睦組織に加入していた者
旧友会	OB・OG 共済会 (旧友会)会員①	OB・OG 共済会 (旧友会)会員①	OB・OG 共済会 (旧友会)会員②
伊勢丹丹光会	OB・OG 共済会 (伊勢丹丹光会)会員①	OB・OG 共済会 (伊勢丹丹光会)会員①	OB・OG 共済会 (伊勢丹丹光会)会員②
伊勢丹丹麗会	OB・OG 共済会 (伊勢丹丹麗会)会員①	OB・OG 共済会 (伊勢丹丹麗会)会員①	OB・OG 共済会 (伊勢丹丹麗会)会員②

③「退職後 A 会員」および「退職後 B 会員」の区分については、以下の通り会員が所持するカードに拠る。

カード種別	会員区分	退職後A会員	退職後B会員
OB・OG 共済会グループエムアイカード		○	—
他団体発行グループエムアイカード各種		—	○
顧客向けエムアイカード各種		—	○

< 諒解事項 >

- ① 2021年4月1日から2022年3月31日までに、旧友会、伊勢丹丹光会、伊勢丹丹麗会に加入し、事務局が加入を判断したものについてはOB・OG 共済会(旧友会・伊勢丹丹光会・伊勢丹丹麗会)会員②とする。
- ② 2021年3月31日時点で、OB・OG 共済会及び親睦会に加入している退職後 B 会員が親睦会を退会した場合退職後 B 会員として区分する。

第6条(OB・OG 共済会グループエムアイカード)

本会の「退職後A会員」に(株)エムアイカードの審査を経て「OB・OG 共済会グループエムアイカード」を発行する。カード入会審査は(株)エムアイカードの基準に拠る。

- ②他団体経由発行のグループエムアイカードもしくは顧客向けエムアイカードを持つ会員に対しては「OB・OG 共済会グループエムアイカード」を発行しない。
- ③他団体経由発行のグループエムアイカードもしくは顧客向けエムアイカードから「OB・OG 共済

会グループエムアイカード」への切り替えを希望するものは、(株)エムアイカードの審査を経て切り替える。

第7条(加入期間)

本会の加入期間は4月1日より翌年3月31日までとする。

②前第4条に該当しない限り自動継続とする。

< 諒解事項 >

本会の加入開始日は2012年10月1日とする。

第8条(年会費)

第3条により入会した会員は、年会費として以下の金額を納める。

OB・OG 共済会のみ加入している会員	3,000 円
旧友会にも加入している会員	各会に準じた年会費
伊勢丹丹光会にも加入している会員	
伊勢丹丹麗会にも加入している会員	

②年会費は年払いとし、毎年5月にエムアイカード口座からの引き落としとする。

③加入初年度は加入月により以下の金額を翌年度年会費納入時に加算して納める。なお、旧友会・伊勢丹丹光会・伊勢丹丹麗会にも加入している会員の月割り初年度年会費は各会に準じるものとする。

【OB・OG 共済会のみ加入している会員】

会員区分 \ 加入月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
退職後A会員	2,750 円	2,500 円	2,250 円	2,000 円	1,750 円	1,500 円
退職後B会員						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	1,250 円	1,000 円	750 円	500 円	250 円	0 円

④退会に際して会費の払い戻しをしない。

< 諒解事項 >

2021年3月31日時点の旧友会現金会員については、旧友会事務局が会費を回収しOB・OG共済会に収めるものとする。

第9条(親睦組織拠出金)

OB・OG 共済会員のうち旧友会、伊勢丹丹光会、伊勢丹丹麗会にも所属している会員は各親睦会の会費より以下の金額を親睦会拠出金として納める。

親睦会拠出金	750 円/人
--------	---------

② 親睦会拠出金は年払いとし、毎年5月にエムアイカード口座からの各親睦会の会費を引き落としした際に拠出する。

③ 加入初年度は加入月により以下の金額を翌年度年会費納入時に加算して納める。

会員区分 加入月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
旧友会・ 伊勢丹丹	682 円/ 人	620 円/ 人	558 円/ 人	496 円/ 人	434 円/ 人	372 円/ 人
光会・ 伊勢丹丹	10月	11月	12月	1月	2月	3月
麗会 会員	310 円/ 人	248 円/ 人	186 円/ 人	124 円/ 人	62 円/ 人	0 円 /人

④退会に際して親睦会拠出金の払い戻しをしない。

第 10 条(年会費の取扱いと特別会計)

前条に定める年会費及び親睦組織拠出金は、「OB・OG 共済会特別会計」において各給付事業等に拠出する。

第 11 条(慶事給付)

会員本人が以下の年齢に達した場合にお祝い金を給付する。

	OB・OG 共済会員
喜寿(満 77 歳)	10,000 円
米寿(満 88 歳)	10,000 円
白寿(満 99 歳)	10,000 円

②給付については、原則として三越伊勢丹発行商品券を共済会へ届け出ている国内の自宅もしくは日本国内の連絡先へ送付する。

第 12 条(弔事給付)

以下の場合において弔慰金を給付する。

	OB・OG 共済会員
本人が死亡した場合	10,000 円

②給付については、原則として現金を同居の親族宛に送付する。同居の親族が無い場合は喪主宛に送付する。

第 13 条(供花)

以下の場合において国内で営まれる通夜または葬儀会場に対して供花を行う。

	OB・OG 共済会員
本人が死亡した場合	20,000 円相当の花×1 基

② 旧友会・伊勢丹丹光会・伊勢丹丹麗会に所属する会員の供花は親睦会名義にて供花を行う。

第 14 条(福利厚生施設利用)

本会の会員は別途利用代金(月額 200 円+税、年間 2,400 円+税)を支払った上でベネフィット・ステーションを利用できる。

- ②ベネフィット・ステーション利用代金は月払いとし、エムアイカード口座からの引き落としとする。
- ③ベネフィット・ステーションの運営および利用については、共済会会則「ベネフィット・ステーション運営利用規定」に拠る。
- ④OG・OB 共済会に入会後にベネフィット・ステーション会員を脱退した者は、再びベネフィット・ステーション会員となることができない。ただし会則 201 条に定める企業に再入社の後、あらためて入会資格を得た場合はこの限りではない。
- ⑤その他利用できる福利厚生施設、優待チケットなどについては、別途定める。
- ⑥利用料金を 3 ヶ月以上滞納した場合は利用資格の取り消しを行う。

< 諒解事項 >

2021 年 4 月 1 日より 2022 年 3 月 31 日までベネフィット・ステーション退会した者も再加入できるものとする。

第 15 条(事業会社単位親睦組織)

本会の会員は、出身事業会社単位の懇親組織を運営できる。

- ②親睦組織の運営については、親睦組織が別途定める会則に拠る。
- ③本会の年会費徴収と併せて親睦組織の会費徴収を代行する場合がある。

第 16 条(株)エムアイカードとの個人情報の提供に関する同意)

(株)エムアイカードから、グループエムアイカードの申込・退会(死亡退会を含む)や氏名・連絡先などの変更等の情報が共済会に連絡された際、共済会はこれに基づき会員情報等の変更に係る所定の手続きを行えるものとし、共済会員はこれを承諾するものとします。

- ②前項に定める場合の他、共済会員は、共済会が共済会の退会、氏名・連絡先などの変更等の手続きや保険の各種手続等を行うなどの際、(株)エムアイカードが会員の個人情報を取得・保有・利用することに同意するものとします。

第 17 条(疑義の解明)

本規定に定めがないものおよび疑義が生じた場合は、理事会において決定する。

付則

本規定は、	平成 24 年	6 月	1 日	より実施する。
	平成 25 年	4 月	1 日	改訂
	平成 26 年	6 月	1 日	改訂
	平成 26 年	12 月	8 日	改訂
	平成 27 年	12 月	1 日	改訂
	平成 30 年	3 月	7 日	改訂
	令和 3 年	4 月	1 日	改訂
	令和 3 年	10 月	1 日	改訂
	令和 4 年	4 月	1 日	改訂

令和 4 年	10 月	1 日	改訂
令和 5 年	4 月	1 日	改訂
令和 6 年	10 月	1 日	改訂

育英年金制度運営規定

第 1 条(目的)

この規定は、共済会会則第 301 条第 1 項第 1 号に基づき、健康保険上の扶養者であるL会員が死亡および高度障害のため、休職期間満了により退職となった場合に、遺児もしくは子に対しての健全な育英を支援することを目的として行う育英年金(以下、年金という)制度の運営に関する事項を定める。

第 2 条(給付事由)

健康保険上の扶養者である会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その遺児又は子に対して、規定に定める年金を給付する。

1.L 会員本人が死亡したとき。

2.L 会員本人が高度障害のため、休職期間満了により退職となったとき。

②この制度の給付の認定は、生命共済制度(全員加入)運営規定別表1の認定基準に基づき認定する。

第 3 条(受給資格者)

受給資格者は、前条に該当する会員の遺児又は子女で、原則として満 22 歳時の 3 月までの就学者とする。

②受給発生時に胎児であった者も受給資格者とする。

第 4 条(受給代理者)

受給代理者は、受給資格者の親権者もしくは後見人で事務局長が認めた者とする。

第 5 条(給付額)

年金の給付額は、受給者 1 人につき次の通りである。

未就学児	年金月額	15,000 円
保育園・幼稚園	年金月額	20,000 円
小学校	年金月額	20,000 円
中学校	年金月額	30,000 円
高校・高専(高等専門学校)・ 専門・短大	年金月額	35,000 円
大学	年金月額	35,000 円

②受給者が入園、入学、進学した場合は、それぞれの該当年度の 4 月に一時金を受給者 1 人につき次の通り給付する。

保育園・幼稚園入園一時金	70,000 円
小学校入学一時金	70,000 円
中学校入学一時金	80,000 円
高校・高専(高等専門学校)・専門・短大	100,000 円
大学進学一時金	120,000 円

③一時金の給付は一度限りとする。

④一時金の給付は編入に相当する場合は給付しない。

第 6 条(給付年度および期間)

給付の年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとし、年金の給付期間は第 2 条の事由発生の翌月から受給資格喪失までとする。

第 7 条(給付の申請)

受給資格者又はその代理者は、資格発生時に、すみやかに次の書類を添えて共済会に給付を申請するものとする。

1. 育英年金申請書
2. 住民票
3. 在学証明書
4. 受給資格者の健康保険証
5. その他、共済会が必要と認めた書類

②事務局長は、申請後すみやかに審査し、その結果を理事に報告し、受給資格者又は受給代理者に報告しなければならない。

第 8 条(給付方法)

年金は毎月々の給付とし、原則として受給者名義の日本国内の指定口座に振込む。

②期間途中の発生については、発生の翌月分から初回の給付とする。

第 9 条(給付の打ち切り)

年金を給付されている者が次の各号のいずれかに該当する事由があったときは、その事由の発生した日の翌月から年金の給付を打切るものとする。

1. 満 22 歳時の 3 月を迎えたとき。
2. 就職したとき。
3. 結婚したとき。
4. 在学籍が消滅したとき。
5. 死亡したとき。
6. 養子縁組をしたとき。
7. 死亡した会員の配偶者が結婚したとき。
8. 不正に給付を受けている場合、又は定められた手続きを理由なく怠っている場合で理事会が決定したとき。
9. その他、理事会により決定したとき。

第 10 条(変更届出義務)

受給者および受給代理者は次の各号のいずれかに該当するときは、その旨をすみやかに届け出なければならない。

1. 第 9 条に定める給付打ち切り事由に該当したとき。
2. 傷病等により長期欠席が必要になったとき。
3. 留学するとき。
4. 受給者および受給代理者に住所など戸籍上の変更が生じたとき。
5. 受給代理者の変更が生じたとき。
6. 受給振込み先を変更するとき。
7. その他、休学が必要であると思われる事由が発生したとき。

第 11 条(給付の中断)

留学や傷病以外の事由により休学する場合、その届け出により給付を中断する場合がある。

②前項の中断期間は給付期間の範囲に含むものとする。

第 12 条(給付の延長)

災害や傷病および特別の事由により就学期間が延長される場合は、理事会の決定により満 22 歳時の 3 月を越えて給付を延長することができる。

第 13 条(給付の制限)

災害などにより受給資格者が一時に大量発生したときは、理事会において給付額、方法を別途決定することができる。

第 14 条(年金の返還)

本会は、年金受給者および受給代理者が第 9 条 8 号により給付が打ち切りになった場合において、受給額に相当する金額を返還させることができる。

第 15 条(請求期限)

この制度の給付を受ける権利は、この給付事由が発生した時から 2 年間請求がない場合には消滅する。

第 16 条(疑義の解明)

本規定に定めのないものおよび疑義が生じた場合は、理事会において決定する。

付則

この規定は	平成 3 年	10 月	1 日	から施行する。
	平成 7 年	10 月	1 日	改訂
	平成 10 年	9 月	14 日	改訂
	平成 11 年	10 月	1 日	改訂
	平成 12 年	10 月	1 日	改訂
	平成 13 年	7 月	1 日	改訂
	平成 14 年	8 月	1 日	改訂
	平成 22 年	4 月	1 日	改訂
	平成 22 年	6 月	18 日	改訂
	平成 24 年	6 月	1 日	改訂
	令和 1 年	10 月	1 日	改訂
	令和 3 年	4 月	1 日	改訂
	令和 3 年	10 月	1 日	改訂
	令和 4 年	4 月	1 日	改訂

東急ハーヴェストクラブ運営利用規定

第1条(目的)

三越伊勢丹グループ共済会(以下共済会という)は、会員とその家族の余暇の充実と健康の保持増進のため、(株)三越伊勢丹ホールディングスが保有する東急ハーヴェストクラブ(以下ハーヴェストクラブという)の利用権利を公平に会員が利用できるよう運営を行う。

第2条(施設)

(株)三越伊勢丹ホールディングスは、所有する旧軽井沢6口、山中湖マウント富士2口、蓼科アネックス2口、鬼怒川2口の東急ハーヴェストクラブの利用権を共済会に無償で委譲し、共済会は管理運営を行う。

第3条(予約代行サービス)

共済会は、東急ハーヴェストクラブを利用する会員の便宜を図るため、株式会社東急リゾートサービス(以下、東急リゾートサービスという)が提供する東急ハーヴェストクラブ予約代行サービスの利用契約を締結するものとする。

第4条(年会費)

ハーヴェストクラブに支払う年会費は、共済会が支払う。ただし、固定資産税等は、その限りではない。

第5条(利用の範囲)

ハーヴェストクラブを利用できるものは、下記の通りとする。

1. 共済会員(OB・OG共済会会員を除く)とその家族(配偶者、子女、両親)
2. 共済会員(OB・OG共済会会員を除く)の兄弟、祖父母、友人とその家族
3. 三越伊勢丹グループ共済会が認めた者

②前項の1.~3.については、共済会員本人が同行することを原則とする。

第6条(宿泊予約確認証)

1枚の宿泊利用券(以下 利用券という)に対して1ルーム1泊利用できる。ただし、利用券は東急リゾートサービスが保有、管理し、代わりに宿泊予約確認証を利用者に発行するものとする。

②1会員につき年間(1月1日から12月31日)3枚を原則とする。

③1ルームの利用人数は、ハーヴェストクラブの利用規定による。

第7条(利用の予約)

東急ハーヴェストクラブの施設を利用しようとする会員は、東急リゾートサービスを通じて予約を入れなければならない。

②予約は原則として利用開始日の2ヶ月前から受け付けるものとする。ただし、特定期間などは別途会員に対し告知を行うものとする。

③予約申込に際しては、次の事項を明らかにして申し込むものとする。

1. 会員及び利用者の氏名並びに会員番号
2. 宿泊日及び日数
3. 利用人数
4. ペット同伴ルーム等の希望

第 8 条(利用者心得)

利用者は、ハーヴェストクラブ利用規定に定められた注意事項、禁止事項を守り他の利用者に迷惑がからないように心掛ける。

第 9 条(賠償義務)

利用者は、施設的良好なる環境、衛生及び美観の保持に努めなければならない。

②利用者の故意又は過失によって施設、他の利用者に損害、傷害を与えた場合は、利用者の責任と負担によりその損害を賠償するものとする。その他詳細は、ハーヴェストクラブ利用規定による。

第 10 条(利用の禁止)

利用者が次の各号の1つに該当するときは利用を取消し、利用させない。また、次回の利用を止めさせることができる。

- 1.利用確認証を持参せず、又は無効の利用確認証で利用したとき。
- 2.本規定に定められている事項に違反をした場合。

第 11 条(本規定の準用)

三越伊勢丹グループ共済会が所有する、東急ハーヴェストクラブ山中湖、箱根甲子園、伊東、那須の利用にあたっては、本規則を準用するものとする。

第 12 条(疑義の解明)

本規定の定めのないもの及び疑義の生じた場合は、常任理事が決定する。

付則

本規定は、	平成 13 年	3 月	6 日	より実施する。
	平成 14 年	8 月	1 日	改訂
	平成 15 年	9 月	26 日	改訂
	平成 22 年	4 月	1 日	改訂
	平成 22 年	6 月	18 日	改訂
	令和 1 年	10 月	1 日	改訂

ベネフィット・ステーション運営利用規定

第1条(目的)

本規定は、共済会会則第301条に基づき、会員とその家族の余暇の充実をはじめとした各種福利厚生
の充実のため、株式会社ベネフィット・ワンによって提供されるベネフィット・ステーションの運営に関する
事項を定める。

第2条(ベネフィット・ステーション)

三越伊勢丹グループ共済会(以下、共済会)と株式会社ベネフィット・ワンは、「ベネフィット・ステーション
の利用に関する基本契約」(以下、基本契約)を締結する。会員の利用に際しては、基本契約及び「ベネ
フィット・ステーション会員規約」に基づくものとする。

第3条(利用の範囲)

ベネフィット・ステーションを利用できるものは、以下のものとする。

- 1.L会員本人とその配偶者及び二親等以内の親族。
 - 2.S会員本人とその配偶者及び二親等以内の親族。
 - 3.退職後A会員のうち入会を希望する本人とその配偶者及び二親等以内の親族。
 - 4.退職後B会員のうち入会を希望する本人とその配偶者及び二親等以内の親族。
- ②メニューの利用に関しては、会員本人が利用申込を行う。

第4条(会員証)

共済会は、前条に定める会員に対し、会員証を発行する。

- ②会員証は、共済会員本人とその配偶者及び二親等以内の親族が使用できるものとし、それ以外の第
三者は使用できないものとする。
- ③会員証の譲渡、売却、質入及び共済会員の家族以外への貸与は一切禁止する。

第5条(会員証の紛失)

共済会員が会員証を紛失・破損した場合は、所定の方法にて届け再発行の手続きを行うものとする。

- ②再発行の費用は、共済会員の負担とする。

第6条(会員証の返還)

共済会員が、退職する場合は、速やかに会員証を共済会事務局まで返還するものとする。

第7条(利用者の心得)

利用者は、ベネフィット・ステーション会員規約に定められた注意事項、禁止事項を守り他の利用者に迷
惑がかからないよう心掛ける。

- ②一部メニューの利用料金には、共済会からの補助金が適用されており、適正な利用を行うこと。

第8条(利用の禁止)

利用者が次の各号の1つに該当するときは利用を取消し、利用させない。また、次回の利用を止めさせる
ことが出来る。

- 1.利用にあたり虚偽の申請を行った場合。

- 2.故意又は重大な過失により、制度運営に支障をきたした場合。
- 3.共済会員としてふさわしくない行為があった場合。
- 4.その他、ベネフィット・ステーションの利用規定に定められている事項に違反をした場合。

第9条(個人情報の提供)

共済会員は、ベネフィット・ステーションの円滑な運営のため、株式会社ベネフィット・ワンと三越伊勢丹グループ共済会との間で会員情報の提供又は、交換がなされることを予め同意する。

第10条(疑義の解明)

本規定の定めのないもの及び疑義の生じた場合は、常任理事が決定する。

付則

本規定は、	平成 15 年	4 月	1 日	より実施する。
	平成 22 年	4 月	1 日	改訂
	平成 24 年	6 月	1 日	改訂
	平成 25 年	4 月	1 日	改訂
	令和 1年	10 月	1 日	改訂

海外事業所懇親会補助制度運営利用規程

第1条(目的)

本規程は共済会会則第 301 条第 1 項第 6 号に基づき、海外事業所における会員相互の職場内での懇親を深めることを目的として行う、海外事業所職場懇親会補助制度の運営に関する事項を定める。

第2条(適用範囲)

海外職場懇親会補助制度の適用は、海外事業所に勤務するL会員、S会員とする。

第3条(対象)

この制度の対象となる懇親会は原則として以下の内容とする。

- (1)参加者の半数以上が共済会員であること。
- (2)懇親会の規模が、事業所単位であること。

第4条(会費の補助)

共済会は会員 1 人あたり、6,000 円を補助するものとする。ただし、年 1 回を限度とする。

②為替レートは支払いに使用したクレジットカードのものとする。

第5条(利用の申請)

この制度の利用を希望する海外事業所は、所定の計画・報告書に必要事項を記入し、原則として 2 週間前までに共済会に申請しなければならない。

第6条(疑義の解明)

本規程に定めのないものおよび疑義が生じた場合は、常任理事が決定する。

付則

本規程は、令和 5 年 11 月 1 日より実施する。

個人情報保護のための取り扱い指針

第1章 総則

第101条(目的)

本指針は、会則第 501 条に基づき、本会が取扱う個人情報の適切な保護のための指針となる事項を定め、その活動の実態に応じた個人情報保護のためのコンプライアンス・プログラムを策定することを支援し、促進することを目的とする。

第102条(定義)

本指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

1. 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む)をいう。

2. 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの及び一定の規則にしたがって整理することにより特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

3. 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

4. 保有個人データ

本会が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして以下のものに該当する場合及び6ヶ月以内に消去することとなるものは除く。

- a) 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- b) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- c) 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被る恐れがあるもの
- d) 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

5. 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

6. 個人情報保護管理責任者

- a) 正として共済会事務局長、副として事務局次長がこれにあたる。
- b) コンプライアンス・プログラムの実施・運用を行う責任者。個人情報の管理について決定する責任と権限を有する。

- c) 個人情報保護教育に関する責任と権限を有する。
 - d) 個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理、および苦情全般の管理に関する責任と権限を有する。
7. 個人情報保護監査責任者
本会の代表者によって指名された者であつて、公平かつ客観的な立場にあり、監査の実施及び報告を行う責任と権限を有する者をいう。
8. コンプライアンス・プログラム
本会が自ら保有する個人情報を保護するための方針、組織、計画、実施、監査および見直しを含むマネジメントシステムをいう。

第 103 条(本指針の性格)

本会は、個人情報を取扱う際の基準又は個人情報保護に関する規定を策定する場合において、個人情報の適切な保護の目的の範囲内において、本会の活動の実態に応じた項目を追加し、又は修正することができる。

第 2 章 個人情報保護規定の策定

第 201 条(個人情報保護規定の策定)

個人情報を保護するための下記の記事を記した個人情報保護規定および細則を別に定める。

1. 目的、適用範囲、定義に関する規定
2. 個人情報保護管理責任者及び管理体制に関する規定
3. 個人情報保護方針に関する規定
4. 個人情報の利用目的の特定、利用目的の制限、適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等に関する規定
5. 個人データの内容の正確性の確保に関する規定
6. 個人データの安全管理措置(情報セキュリティ)に関する規定
7. 事務局員の監督、委託先の監督に関する規定
8. 第三者提供の制限等個人データの管理に関する規定
9. 保有個人データに関する事項の公表等及び保有個人データの開示、訂正等、利用停止等に関する規定
10. 個人情報の取扱いに関する苦情の処理等に関する規定
11. 個人データの紛失、破壊、改ざん及び漏洩等が発生したときの対応並びにその是正措置に関する規定
12. 個人情報保護に関する教育等に関する規定
13. 個人情報保護に関する監査等に関する規定
14. コンプライアンス・プログラムの見直しに関する規定
15. 規定に違反した場合の罰則に関する規定

②理事長は、個人情報保護規定および細則に基づき、個人情報保護方針を定め、役員及び事務局員に周知する。

第 202 条(個人情報保護方針等取り組み内容の公表)

本会は、個人情報保護方針(プライバシーポリシー)を外部的に文書化し、また、個人情報の漏洩等が生じた場合は、二次被害の防止のために、可能な限り事実関係等を公表することとする。

第3章 体制

第301条(個人情報保護管理者)

個人情報保護管理者は、正を共済事務局長、副を事務局次長とする。

第302条(個人情報保護管理者の責務)

個人情報保護管理責任者は、この取扱指針を理解、遵守するとともに事務局員に理解、遵守させるために次の責任を負う。

1. 内部規定の整備
2. コンプライアンス・プログラムの整備並びに周知徹底の措置
3. 個人データの安全管理措置
4. 事務局員への教育訓練
5. 委託先管理、監督措置
6. 苦情対応

第303条(個人情報保護監査責任者)

理事長は、監事の中から1名を個人情報保護監査責任者として任命する。

第304条(個人情報保護監査責任者の責務)

個人情報保護管理監査責任者は、コンプライアンス・プログラムの運用状況を定期的に監査し、必要に応じて理事会に報告する。

第305条(事務局員の責務)

事務局員は、個人情報に関するコンプライアンス・プログラムを理解、遵守し、不具合や事故があった場合は速やかに個人情報保護管理者に報告しなければならない。

第4章 個人情報の取得等について

第401条(個人情報取得の目的)

契約の締結および維持管理やよりよい商品やサービスを提供する等のために共済会会員から取得する個人情報については、総合生涯共済事業、共済給付、共済融資、施設運営、文化・健康・余暇増進、OB事業等の共済会の各事業(以下、「共済会の事業」という。)についての健全な運営や、商品・サービスの紹介等のために利用する。

第402条(利用目的の変更時の措置)

公表している利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、その超える範囲についてあらかじめ本人から同意を得なければならない。

第403条(利用目的の明示)

書面やインターネット等の情報ネットワークで本人から直接当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

第404条(公開されている個人情報の取得)

公表されている個人情報間接的に取得する際には、当会としてあらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知、又は公表しなければならない。

第 405 条(第三者からの取得)

第三者から間接的に取得する際には、第三者によって適正に取得されていることを確認し、当会としてあらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知、又は公表しなければならない。

第 5 章 個人データの保管・利用等

第 501 条(安全管理措置)

個人データの安全管理については、別に「情報セキュリティポリシー」を定め、個人データのリスクに応じて必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第 502 条(事務局員の監督)

職員に個人データを取り扱わせるに当っては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第 503 条(委託先の監督)

個人データについて他の事業者等に委託する場合には、その取扱いを委託した個人データの安全管理が図られるよう、当会として委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

②再委託される場合も含めて実効的な監督体制を確保しなければならない。

③当会が個人データにかかわる業務の委託を受ける際には、委託契約の範囲内にて利用(処理)します。

第 504 条(第三者提供の制限)

次の場合を除き、個人データについて第三者への個人情報の提供を行うことはできない。

1. 法令などによる場合
2. 会員の承諾を得た場合

第 505 条(第三者提供の非該当)

本会の業務提携先との共同利用の場合で以下のことをあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときには、第三者提供に該当しないものとする。

1. 共同して利用される個人データの項目
2. 共同して利用する者の範囲
3. 利用する者の利用目的
4. 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

第 506 条(個人情報の開示、訂正、利用停止)

他の法令に違反することとなる場合等の法に基づく場合を除き、会員本人の保有個人データに関する開示、訂正等、利用停止の求めについて対応しなければならない。

第 507 条(個人情報に関する苦情相談)

個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な相談に努めなければならない。

第6章 附則

第601条(定期的な見直し)

監査報告書及び環境などに照らして、適切な個人情報の保護を維持するために、定期的にコンプライアンス・プログラムを見直さなければならない。

第602条(改廃)

本指針の改廃は理事会の決議による。

付則

本指針は、平成17年 4月 1日 より施行する。

個人情報保護規定

第1章 総則

第1条(目的)

本規定は、個人情報保護のための取扱指針第201条に基づき、会員の個人情報の適切な保護を行うための取扱いについて定める。

第2条(摘要範囲)

本規定は、本会の役員、事務局員に適用される。

第3条(定義)

本規定で用いる用語は個人情報保護の取扱指針第102条を準用する。

第2章 管理体制

第4条(個人情報保護管理責任者の指名)

理事長は、事務局長を個人情報保護管理責任者として任命し業務を行わせるものとする。

第5条(個人情報保護管理責任者の責務)

個人情報保護管理責任者は以下の業務を行うこととする。

1. 個人情報保護管理責任者は、コンプライアンス・プログラムの基本となる要素を規定に従って文書化しなければならない。
2. 個人情報保護管理責任者は、コンプライアンス・プログラムのすべての要素を体系的に整理し、事務局員が容易に閲覧できるようにしなければならない。
3. 個人情報保護管理責任者は、年2回以上実施状況を確認し、理事会に報告しなければならない。
4. 個人情報保護管理責任者は、事故発生時の対応手順を定めなければならない。

第6条(事務局員の責務)

事務局員はコンプライアンス・プログラムを遵守するとともに、事故及びコンプライアンス・プログラム違反を見つけた場合には、速やかに個人情報保護管理責任者へ報告しなければならない。

第3章 プライバシーポリシーの策定および公表

第7条(決定方法等)

プライバシーポリシーは、個人情報保護法の立法趣旨を十分に踏まえた上で作成し、これを理事会で決定し、公表しなければならない。

第4章 個人情報の取得等

第8条(利用目的の特定)

個人情報を取扱うに当たっては、本人がその取扱いについての諾否を判断できる程度にその利用の目的

(以下「利用目的」という)を特定しなければならない。

②本会が利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

第9条(利用目的の制限)

あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

② 本会が合併その他の事由により他の共済会等から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取扱ってはならない。

③ 前第2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
3. 公衆衛生の向上又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第10条(適正な取得)

偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

第11条(取得に際しての利用目的の通知等)

本会が直接的又は間接的に個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

第12条(書面やインターネット等の情報ネットワーク上で本人から直接に取得する場合の措置)

書面やインターネット等の情報ネットワークで本人から直接当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。

第13条(利用目的の変更時の措置)

本会が利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

第14条(取得時及び利用目的の変更時の措置の適用除外)

第11条、第12条及び第13条の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

1. 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
2. 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより共済会の権利又は正当な利益を害する恐れがある場合
3. 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で

あつて、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

4. 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第5章 個人データの管理

第 15 条(個人データの正確性の確保)

利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

第 16 条(安全管理措置)

その取扱う個人データの漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理(情報セキュリティ)のために、情報セキュリティポリシー規定を策定し、下記の事項について合理的な措置を講じるなど必要かつ適切な措置を講じることとする。

1. アクセス管理(ウイルス防止含む)に関する事項
2. データ管理(バックアップ、保管、廃棄等)に関する事項
3. 委託処理に関する事項

第 17 条(事務局員の監督)

事務局員に個人データを取扱わせるに当っては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該事務局員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

②前項の監督に当っては、次の事項を行わなければならない。

1. 事務取扱方針および個人情報保護取扱ガイドラインを策定し事務局員に周知すること
2. 事務局員に対して定期的に個人情報の保護に関する教育を実施すること
3. 個人データが適切に取り扱われているかを必要に応じて確認すること

第 18 条(委託先の監督)

個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

②前項の監督に当っては、次の事項を行わなければならない。

1. 個人情報取扱事務委託基準を策定すること
2. 委託先の選定基準を策定すること。選定基準には、以下の事項を含め、委託後も継続的に把握すること
 - a) 委託業者の経営状況、設備の状況、処理・開発能力及び技術水準
 - b) 委託しようとする業務領域の実績
 - c) 委託業者の安全対策に関する規定整備状況及び実施状況
3. 前号の基準に照らして委託先の評価を定期的に行うこと。評価には、以下の事項を含めること
 - a) 外部認証の取得状況
 - b) 未取得の場合は、個人情報保護に向けた会社の動き、取組み
 - c) 個人情報保護研修の実施状況
4. 個人情報の保護に関する事項を契約書に明記すること。個人情報保護に関する事項としては、以下のような事項がある。
 - a) 秘密保持に関する事項

- b) 委託業務の執行場所に関する事項
 - c) データ等の取扱いに関する事項
 - d) データの返却及び消去に関する事項
 - e) 再委託の禁止に関する事項
 - f) 監査への協力に関する事項
 - g) 損害賠償に関する事項
5. 再委託される場合も含めて実効的な監督体制を確保すること。実効的な監督体制としては、以下のような事項がある。
- a) 運用基準書等による、預託及び中間媒体としての個人情報の管理場所・管理方法の明確化と実態確認
 - b) 預託及び中間媒体としての個人情報について個人情報保護責任者の明確化と実態確認
 - c) 委託先における内部点検計画の事前確認、方法および結果について報告受領
 - d) やむを得ず再委託が必要な場合は、再委託先に対する監査計画の事前確認方法および結果についての報告受領

第6章 個人データの第三者提供

第 19 条(第三者提供の制限)

次に各号に該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
3. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
4. 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第 20 条(第三者に提供できる場合)

第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じてその提供を停止することとしている場合であって、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前条の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することが出来る。

1. 第三者への提供を利用目的とすること
 2. 第三者に提供される個人データの項目
 3. 第三者への提供の手段または方法
 4. 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
- ②前項 2.又は 3.に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

第 21 条(第三者提供に該当しない場合)

次の各号のいずれかに該当する場合は、第三者提供に該当しないものとする。

1. 利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱の全部又は一部を委託する場合

2. 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
3. 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合で以下のことをあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
 - a) 共同利用する旨
 - b) 共同して利用される個人データの項目
 - c) 共同して利用する者の範囲
 - d) 利用する者の利用目的
 - e) 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

第7章 保有個人データに関する開示・変更・利用停止等の求めへの対応

第22条(保有個人データに関する事項の公表等)

保有個人データに関し、次の各号に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合も含む)に置かなければならない。

1. 本会の名称
2. すべての保有個人データの利用目的
3. 本会が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

②本人から、当該本人が識別される個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、第14条(1)から(3)までのいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第23条(開示)

保有個人データに関し、本人から自己の情報について開示を求められた場合は、遅滞なくこれに応じなければならない。ただし、開示することにより次に該当する場合はその全部又は一部を開示しないことができる。その場合はその旨を本人に対して遅滞なく通知を行う。開示に当っては書面により交付することとする。ただし、開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法で行うことができる。

1. 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
2. 本会業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
3. 他の法令に違反することとなる場合

② 本会が前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第24条(訂正等)

保有個人データに関し、本人から自己の情報に関して事実でないという理由で訂正、追加または削除(以下「訂正等」という)を求められたときは、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、これに応じなければならない。

② 前項の規定に基づき訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは本人に対し、遅滞なく、その旨の(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

第25条(利用停止等)

保有個人データに関し、本人から自己の情報に関してその利用目的の制限や適正な取得に違反して取扱われているという理由及び第三者への提供が違反して行われているという理由により利用停止又は消

去(以下「利用停止等」という)を求められた場合で、その求めに理由があることが判明したときには、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、これに応じ、その旨を本人に対して通知を行わなければならない。ただし、多額の費用を要する等、その実施について困難である場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

② 前項の規定に基づき既に保有している個人データについて利用停止等を行ったとき又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第 26 条(理由の説明)

開示、訂正等及び利用停止等(以下「開示等」という)の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

第 27 条(開示等の求めに応じる手続)

保有個人データに関し、本人からの開示等の求めに関し、その求めを受け付ける方法として以下について定めることができる。この場合において、当該方法に従って行われる本人の求めを受け付けることとする。

1. 開示等の求めの申し出先
2. 開示等の求めに際して提出すべき書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)の様式その他の開示等についての求めの方式
3. 開示の求めをする者が本人又は本条第 4 項に規定する代理人であることの確認方法
 - ② 本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
 - ③ 次に掲げる代理人による開示の求めに応じなければならない。
 1. 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
 2. 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

第8章 個人情報の取扱いに関する苦情対応

第 28 条(苦情処理)

個人情報保護管理責任者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な対応を行うとともに、苦情全般の管理に努めなければならない。

第9章 個人データの紛失等発生時の対応

第 29 条(個人データの紛失等発生時の対応)

個人データが紛失又は漏洩した場合には、速やかに個人情報保護管理責任者に報告するとともに、速やかに関連部署等に連絡し、共済会会員に報告・再発防止策を作成し、以後の運用の徹底に努めなければならない。

第10章 教育

第 30 条(教育の記録)

個人情報保護管理責任者は、毎年の個人情報保護教育計画を策定の上、本会の理事長に報告しなければならない。保護管理責任者は、全役員・事務局員に対する教育を実行し、教育実施記録を管理し、保管しなければならない。

第 11 章 監査および見直し

第 31 条(個人情報保護管理責任者の指名)

理事長は、個人情報保護管理監査責任者を指名し監査を行わせるものとする。

第 32 条 (監査および個人情報保護管理責任者の責務)

コンプライアンス・プログラムの運用状況を定期的に監査しなければならない。個人情報保護管理監査責任者は、監査を指揮し、監査報告書を作成して必要に応じて理事長に報告を行う。

報告を受けた理事長は、必要に応じて適切な措置を講ずるとともに、監査報告書を管理し、保管しなければならない。

第 33 条(罰則)

この規定に違反した場合には、会則の情報管理規定第 7 条の懲戒規定を準用する。

第 34 条(見直し)

監査報告書及びその他の環境等に照らして、適切な個人情報の保護を維持するために、定期的にコンプライアンス・プログラムを見直さなければならない。

第 35 条(改廃)

本規定の改廃は、代議員会の決議による。

付則

本規定は、平成 17 年 4 月 1 日より実施する。

三越伊勢丹グループ共済会 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

当会では、共済会会員の皆様からご信頼をいただけるよう、個人情報の取扱いについて、

- 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)および政令等
個人情報の保護に関する基本方針
各省庁における個人情報保護のための取扱指針

- 三越伊勢丹グループ共済会における個人情報保護のための取扱指針

等を遵守してまいります。そのために、個人情報に関するコンプライアンス・プログラム(※)を策定し、実践します。

(※)コンプライアンス・プログラムとは、三越伊勢丹グループ共済会が保有する個人情報を保護するための方針、組織、計画、実施、監査および見直しを含むマネジメントシステムです。

コンプライアンス・プログラムについては年 1 回以上の監査と見直しを行い、継続的改善に努めます。定期的な監査以外にも、不備を見つけた場合には迅速に対応します。

個人情報等の取扱いについては、原則下記 1～5 項のように行いますが、

- 法令に基づく場合
- 生命や財産を脅かすような緊急時

等の例外事項の適用については、個人情報保護管理責任者の責任の下で行います。

1. 体制

- (1) 個人情報保護管理責任者として正を共済事務局長、副を事務局次長に任命して、個人情報保護とそれに関する教育・訓練と苦情対応を実務します。
- (2) 全役員・事務局員は、個人情報に関するコンプライアンス・プログラムを遵守し、不具合や事故があった場合は速やかに報告させます。

2. 個人情報の取得等について

- (1) 契約の締結および維持管理やよりよい商品やサービスを提供する等のために共済会会員から取得する個人情報については、総合生涯共済、共済給付、共済融資、施設運営、文化・健康・余暇支援、OB事業等の共済会の事業(以下、「共済会の事業」という。)についての健全な運営や、商品・サービスの紹介等のために利用します。
- (2) 公表している利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱う場合は、その超える範囲についてあらかじめ本人から同意を得ます。
- (3) 書面やインターネット等の情報ネットワークで本人から直接当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示します。
- (4) 公開されている個人情報を間接的に取得する際には、当会としてあらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人通知し、又は公表します。
- (5) 第三者から間接的に取得する際には、第三者によって適正に取得されていることを確認することとあわせて、当会としてあらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表します。

3. 個人データの保管・利用について

- (1) 個人データの安全管理については、当会「情報セキュリティポリシー」のもと、個人データのリスクに応じて必要かつ適切な措置を講じます。
- (2) 職員に個人データを取扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員に対する必要かつ適切な監督を行います。
- (3) 個人データについて他の事業者等に委託する場合には、その取扱いを委託した個人データの安全管理が図られるよう、当会として委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行います。さらに再委託される場合も含めて実効的な監督体制を確保します。また、当会が個人データにかかわる業務の委託を受ける際には、委託契約の範囲内にて利用(処理)します。
- (4) 以下の場合を除き、個人データについて第三者への個人情報の提供を受けません。
 - ・ 法令などによる場合
 - ・ ご本人の承諾をいただいた場合※ 当会の業務提携先との共同利用の場合で以下のことをあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときには、第三者提供に該当しないものとします。
 - ・ 共同して利用される個人データの項目
 - ・ 共同して利用する者の範囲
 - ・ 利用する者の利用目的
 - ・ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

4. 保有個人データに関する開示・訂正等・利用停止等の求めへの対応について

他の法令に違反することとなる場合等の法に基づく場合を除き、ご本人の保有個人データに関する開示、訂正等、利用停止の求めについて対応いたします。以上求めの申出先等についてはホームページなどをご覧ください。

5. 個人情報の取扱いに関する苦情相談

個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な相談に努めます。苦情相談窓口のメールアドレス、電話番号等の連絡先は下記の通りです。

三越伊勢丹グループ共済会 内線:801-23-914 直通:03-5273-5139

e-mail: kyousaikai@imgu.or.jp

情報管理規定

第1条(目的)

本規定の目的は、会社、組合、共済会の重要な情報ならびに組合員のプライバシーに関わる情報を共済会事務局員(以下事務局員という)が、適正に取り扱うことを目的とする。

第2条(情報の定義)

本規定における情報とは、次に掲げる情報とし、共済会事務局員が共済会事業に従事することにより知り得た情報と、それに関する資料(書類、写真、磁気テープ、フロッピー・ディスク、サーバー・ディスク、その他電磁的記録媒体等を含む)をいう。

1.企業情報

会社の経営戦略や経営計数および人事に関する情報で、会社が公式に社外に開示していないもの。

2.組合情報

労使協議により知り得た情報や組合役員の人事に関する事項、組合財政を管理する上で必要な秘密事項など

3.個人情報

- 1) 会員およびその家族の住所、氏名、生年月日、電話番号など個人のプライバシーに関わるもの。
- 2) 会員が提出した慶弔給付、医療共済、退職後医療共済、融資、生命共済、上乘せ型医療共済、団体長期障害所得補償制度等の申込書および申請書の内容。
- 3) その他業務上知りえた個人情報。

4.共済会情報

共済会の諸制度ならびにサービス内容などのうち必要な秘密事項。

第3条(情報の開示)

事務局員が、情報を外部に開示する場合は、必ず事務局長を窓口とし、事前に許可を得なければならない。

②前項の外部とは、共済会事務局外のことを指す。ただし、共済会情報については、会員外を指す。

第4条(社外における日常の注意義務)

事務局員は、情報の管理に関し、社外の場所における会話など日常から十分な注意をはらわなければならない。

第5条(外部委託業者)

事務局が、外部委託業者(アウトソーサー)に情報を提供する必要がある場合は、守秘義務契約等を取り交わし外部委託業者からの漏洩が無いよう最大限の努力を行う。

②外部委託業者へ情報を提供する場合には、必要最低限のものでその伝達方法も細心注意を払う。

③外部委託業者から漏洩した場合、速やかに本契約を解除する。

第6条(他の情報管理規定との関連)

本規定に定めていない事項であっても、会社ならびに労働組合の情報管理規定に定められている事項については、各々を遵守しなければならない。

第7条(違反の取扱い)

事務局員は、本規定に違反し、会社、組合、会員個人に多大な損害を与えた場合には、組合同規約の「賞罰規定」に定める処分を受ける場合がある。

付則

この規定は 平成 15 年 9 月 26 日 から施行する。

会計規定

第1章 総則

第1条(根拠)

共済会会則第5章に基づき本規定を定める。

本会の会計は、会則に定めるほかは、すべてこの規定によって処理する。

第2章 伝票および帳簿

第2条(伝票および帳簿)

本会は事務局に次の伝票および帳簿を置く。

1. 仕訳伝票
2. 借方伝票
3. 貸方伝票
4. 現金出納帳
5. 銀行勘定帳
6. 総勘定元帳

第3条(台帳)

本会は事務局に次の台帳を置く。

1. 共済会費徴収台帳
2. 什器備品台帳
3. 有価証券台帳
4. 固定資産台帳

第4条(一般会計勘定科目)

一般会計における勘定科目を次の通りとする。

1. 資産勘定 現金・預金・有価証券・未収金・仮払金・立替金
2. 負債勘定 未払金・仮受金・預り金・固定資産等見返勘定
3. 引当勘定 医療共済特別会計繰入金・特別事業引当預金繰入金
4. 収入勘定 共済会費・組合拠出金・非組合拠出金・レクイメント参加料収入・施設利用料収入・チケット販売収入・受取利息・受取配当金・融資受取利息・融資回収額・特別事業引当預金戻入収入・特別イベント参加費収入・雑収入・繰越金
5. 支出勘定
 - (1) 事業費 結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰金・供花料・成人式祝品・介護家事援助制度補助金・小学校入学祝金・レクイメント費・チケット購入費・リゾート施設会員会費・レジャー施設会員会費・OB慶弔給付金・育英年金給付金・共済融資実施額・ライフプラン運営費・ベネフィット・ステーション運営費
 - (2) 事務費 事務局費・会議費・出張費・給料・手当・社会保険料・外部委託人件費・監査顧問料・通

信費・交通費・消耗品費・リース料・什器備品費・営繕費・広報費・租税公課・雑費・ソフトウェア費・保険料

- (3) UAゼンセン共済基金拠出金
- (4) 総合医療共済繰入金
- (5) 団体長期障害所得補償制度拠出金
- (6) 特別事業引当預金繰入金
- (7) 予備費
- (8) 剰余金

第 5 条(特別会計勘定科目)

特別会計における基本的勘定科目については次の通りとする。

- | | |
|---------|------------------------|
| 1.資産勘定 | 預金・現金・有価証券。未収金・仮払金・立替金 |
| 2.負債勘定 | 未払金・仮受金・預り金・剰余金 |
| 3.引当金勘定 | 特別引当金 |
| 4.収入勘定 | 一般会計より繰入金・受取利息・雑収入 |
| 5.支出勘定 | 事業費・事務費・予備費・繰越金 |

第 6 条(勘定科目の改廃)

本規定に定める勘定科目については、毎年理事会において議決された予算表の科目をもって優先するものとする。

第 7 条(帳簿の更新)

帳簿は原則として毎会計年度に更新する。

第 8 条(伝票および証憑書類)

伝票および証憑書類は完成した年度から次の期間、事務局に保存しなければならない。

- | | |
|----------------|-------|
| 1. 総勘定元帳 | 10 年 |
| 2. 仕訳伝票、現金出納帳 | 10 年 |
| 3. 証憑書類 | 10 年 |
| 4. 収支計算書、貸借対照表 | 年度終了時 |

第 3 章 予算

第 9 条(予算)

本会の収入および支出はすべて予算に計上しなければならない。

第 10 条(予算の補正)

会計の年度内に必要な経費が不足を生じた時に追加予算修正の必要のあるときは、修正予算編成することができる。

第 11 条(予算の様式)

予算案は款・項・目に分けて別表に定める様式によって作成し、別に予算編成の説明資料を添付しなければならない。

第 12 条(予算議決)

作成した予算案は理事会および代議員会の議決を得なければならない。

第 13 条(予算の流用)

予算は一般会計および特別会計に基づき、款・項・目の科目毎に編成し、原則としてその目的以外のものに使用することはできない。

第 14 条(予備費)

科目中の予備費は、予算の不足および予算外に生じた経費の支出に充当するものとする。なお、この場合に常任理事の承認を経て行なうことができる。

第 4 章 決算および会計報告

第 15 条 (決算)

事務局長は毎年会計年度終了後、財産目録・貸借対照表等の財務諸表(決算書)を作成し理事会において会計報告を行ない、その承認を得なければならない。

第 16 条(中間会計報告)

事務局長は 2 月末日迄に財産目録・収支決算書等を作成の上、理事会において会計中間報告を行わなければならない。

第 17 条(会計報告)

共済会会則第 507 条に定める会計報告は、一般会計および特別会計毎に次の決算報告書に基づいて行なうものとする。

1. 収支決算表
2. 貸借対照表
3. 付属明細表

②前項の他に総合した財産状態報告のために、次の決算報告書を必要とする。

1. 公認会計士による監査証明書
2. 総合貸借対照表
3. 付属明細表

③決算報告書は、労働組会计基準(日本公認会計士協会公益法人委員会報告第 5 号昭和 60 年 10 月 8 日)に準拠し作成する。なお、将来の給付に備えて必要と認められる資金を積立金として計上するものとする。

第 5 章 出納

第 18 条 (金銭出納の原則)

金銭出納の原則はすべて会計伝票に記入の上、常任理事の認印を得て行なうものとする。なお、銀行預金引当に当たっては理事長の認印を行なうものとする。ただし、日常の運行預金引当については、常任理事の認印を得て行なうことができる。

第 19 条 (伝票)

現金収入および財産の変動があった場合は、その具体的事実又は証憑書類に基づいて仕訳伝票を発行し、借方および貸方伝票には次の事項を記載しなければならない。

- 1.勘定科目
- 2.発行年月日
- 3.金額
- 4.摘要
- 5.伝票に添付した証憑書類の枚数

第 20 条 (金額の訂正)

伝票の金額欄に記載する金額数字は、書き替え又は訂正する事が出来ない。

第 21 条(伝票の確認)

事務局長は伝票の認印を行う場合は、記載方法・発行ならびに添付書類を確認の上、金銭の出納をしなければならない。

第 22 条(帳簿の記載)

金銭の収入はすべてその都度伝票に記載し、証憑書類を整えておかなければならない。

第 23 条(伝票の整理)

帳簿に記帳済の伝票および証憑書類は翌月初めに一括して日付順に整理し、一連番号を付して関係伝票と関連を明らかにしておかなければならない。

第 24 条 (残高の確認)

現金残高は毎日ならびに毎月現金出納帳と照合の上、これを確認しなければならない。

第 25 条(仮払)

仮払いは事務局長の認印を得なければこれを行なうことはできない。

第 26 条 (預金)

現金は理事会の承認した金融機関に預け入れるものとする。

第6章 物品処理

第 27 条(消耗品)

共済会事務上の消耗品については、必要限度の購入に努め過分の貯蔵をしてはならない。

第 28 条(什器備品管理)

什器備品についてはすべて什器備品台帳に記録し、現状と増減を正確に表示しておかなければならない。

②消耗品および什器備品の管理は事務局が行なう。

第 29 条(処分)

什器備品台帳に記載されている什器備品の処分は、理事会の承認を得ないかぎり行なってはならない。ただし、耐用年数をすでに過ぎたもの、また著しい破損によって廃品となったものについて、その代替品の購入を前提として予算措置がとられているものについては、事務局長がその処分を決め、理事会に事後報告することができる。

第7章 資産運用

第 30 条(目的)

共済会財政における資産運用管理を安定的かつ効率的に行なうことにより財政的にさらなる磐石な基盤を構築することを目的とし、その運用に必要な基準(ガイドライン)を設ける。

第 31 条(ガイドライン)

資産運用基準は、「資産運用ガイドライン細則」とし別に定める。

②前項の「資産運用ガイドライン細則」に基づく運用は事務局長が中心に行い、必要に応じて理事会の承認を得るものとする。

附則

第 32 条(改廃)

本規定の改廃は理事会の決議による。

第 33 条(効力)

本規定は	昭和 53 年	12 月	21 日	より実施する。
	昭和 58 年	10 月	10 日	改訂
	平成 8 年	4 月	1 日	改訂
	平成 11 年	4 月	1 日	改訂
	平成 14 年	8 月	1 日	改訂
	平成 15 年	9 月	26 日	改訂
	平成 17 年	8 月	1 日	改訂
	平成 22 年	4 月	1 日	改訂
	平成 23 年	6 月	1 日	改訂
	平成 27 年	12 月	1 日	改訂
	平成 28 年	12 月	3 日	改訂
	令和 1 年	10 月	1 日	改訂
	令和 4 年	4 月	1 日	改訂

資産運用ガイドライン細則

第1条(目的)

会計規定第31条に基づき資産運用のガイドラインに関する細則を定める。

第2条(取引金融機関)

資産運用を行なう取引金融機関は別紙の補足1のリストの通りとし、リストは経済・金融情勢や各金融機関の財務状況の変化に応じて適宜見直すものとする。

②取引金融機関の格付けは、原則としてシングル A 以上とする。

③取引金融機関の格付けがシングル A 未満に変化した場合は、他の取引金融機関に資産を移行することも含めたその後の対応について、理事会にて審議のうえ承認を得る。

第3条(自社株式)

資産の一部として、三越伊勢丹ホールディングス株式(以下、自社株式)の保有を行うことが出来るものとする。保有の主な目的は以下の通り。

- 1.安定株主としての企業への貢献
- 2.企業の健全な発展に伴う運用資産の成長

②自社株式については、理事会の承認に基づき、「経済・金融情勢」、「自社の動向」、「組合財政状況や保有目的の変更」等に応じて、その持ち方を見直すことができる。

第4条(運用期間の区分)

運用資金の区分は以下の通りとする。

- 1.長期運用(5年超)
- 2.中期運用(1年超5年以下)
- 3.短期運用(1年以内又は期間の定めのないもの)(自社株式を含む)

第5条(運用の限度額および範囲)

運用の限度額および範囲は、原則として以下の通りとする。

- 1.長期運用の上限額は総資産の25%とする。
- 2.中期運用の上限額は総資産の25%とする。
- 3.短期運用は上限額の定めを設けない。ただし、自社株式(簿価)については総資産の40%を上限とする。

第6条(資産運用の対象金融商品)

資産運用の対象とする金融商品は、原則として元本や利金などの安定性が高いものとする。ただし、自社株式は除く。

②資産運用の対象とする金融商品の種類と条件等は、以下の通りとする。

預金：金融機関の格付け(取得時)が原則としてシングル A 以上のもの

債券：国債・地方債・事業債・仕組債・転換社債・外国債のうち発行体又は銘柄の格付け(取得時)が原則として A 格以上のもの

投資信託：運用方針が主にインカムゲインを収益源とし安定性を重視するもの

③為替変動のある金融商品による資産運用は、原則として総資産の5%を上限とする。

④各金融商品への資金配分には、運用集中を排除する目的のために、原則として以下の通りの制限を設ける。

預 金 :1金融機関について総資産の 30%を上限とする。

債 券 :1発行体について総資産の 10%を上限とする。ただし、例外として日本国債は上限を設けない。

投資信託:1投資信託について総資産の 10%を上限とする。ただし、MMF、MRF 等の短期公社債投信は 20%を上限とする。

⑤保有期間中に預金取扱い金融機関又は債券の発行体もしくは銘柄の格付けが下落しシングル A-未満に変化した場合、原則として BBB 格が維持される場合の継続保有は可とするが、その後の対応について理事会にて審議のうえ承認を得ることとする。

第 7 条(株式会社三越伊勢丹ホールディングスへの融資)

株式会社三越伊勢丹ホールディングスに対し、資産総額の 35%を限度として資産運用の一環として融資ができる。

②融資の実行に際しては、理事会の承認を得る。

第 8 条(資産運用コンサルタントの起用)

共済会の健全かつ安定的な資産運用を補完するアドバイス機能として、補足2に定める外部の資産運用コンサルタントを起用する。

第 9 条(運用責任者)

運用責任者は理事長とする。

②実際の取引の実施および運用状況報告書の作成は、理事長の同意を得たうえで、事務局長が行なう。

第 10 条(資金の投資および売却の決定)

預金を除く金融商品の購入および売却は、原則として事前に理事会の承認を得る。

②前項の定めにかかわらず、理事長は、以下の場合に限り、預金を除く金融商品の購入および売却の実施を決議することができる。ただし、実施内容は後日理事会に報告され承認を受けることとする。

1. 1 件(1 金融商品)あたり 1 億円以内の場合。

2. 予め理事会にて承認された運用方針(金融商品の種類、金額、運用期間、利率等)の範囲内である場合。

③上記を除き、特別の事情により取引を早急に実施する必要が生じた場合、理事長は、預金を除く金融商品の購入および売却の実施を決議することができる。ただし、事後速やかに実施内容を理事会に報告し承認を得ることとする。

第 11 条(運用資金損失の範囲)

時価が変動するタイプの金融商品(自社株式は除く)に関して、運用資金の損失が発生した場合は以下の通りとする。

②時価が投資金額の 80%を下回った場合、売却も含めたその後対応について、理事会にて審議のうえ承認を得る。ただし、緊急を要する場合は、理事長は、売却の実施を決議することができる。ただし、事後速やかに実施内容を理事会に報告し承認を得ることとする。

第 12 条(資産運用状況の報告)

事務局長は、半期毎の決算時に時価ベースによる資産運用状況をまとめ、理事会へ報告する。

第13条(改廃)

本ガイドラインの改廃は、理事会の議決による。

補足1

取引金融機関リスト:

- 1.銀行(三菱UFJ銀行・静岡銀行・三井住友銀行)
- 2.信託銀行(三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行)
- 3.労働金庫(中央労働金庫・新潟県労働金庫・静岡県労働金庫・北海道労働金庫・九州労働金庫・東海労働金庫)
- 4.証券会社(野村証券・SMBC日興証券・ゴールドマン・サックス証券)
- 5.その他(セントラル・パシフィック・バンク(米国ハワイ州))

補足2

資産運用コンサルタント:

エフ・ピー・アソシエイツ・アンド・コンサルティング株式会社

付則

この規定は、	平成12年	10月	1日	から施行する。
	平成14年	3月	4日	改訂
	平成14年	8月	1日	改訂
	平成15年	9月	26日	改訂
	平成19年	4月	1日	改訂
	平成19年	10月	1日	改訂
	平成21年	10月	1日	改訂
	平成22年	4月	1日	改訂
	平成23年	6月	1日	改訂
	平成25年	1月	21日	改訂

